

# 狛江市まちづくり条例

～市民等による

まちづくり提案制度編～

令和5年8月版

狛 江 市



## 目次

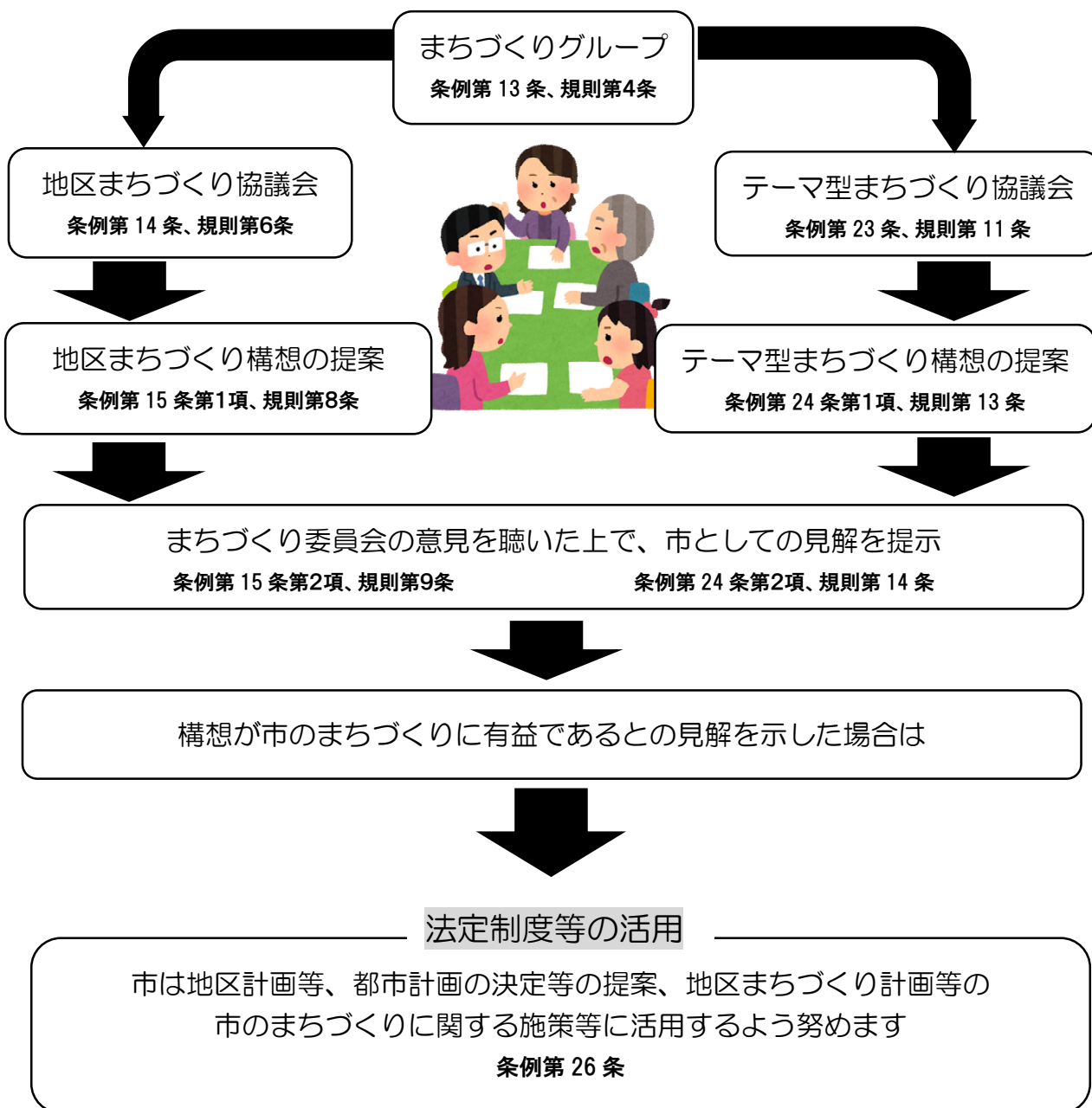
まちづくり提案制度フロー .....	P. 1
粕江市まちづくり条例 .....	P. 10
粕江市まちづくり条例施行規則 .....	P. 29
粕江市まちづくり条例施行規則様式 .....	P. 57
地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱 .....	P. 78
地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱様式 .....	P. 84
地区まちづくり協議会等の認定等に関する運用基準 .....	P. 107

## 市民等による まちづくり提案制度

粕江市まちづくり条例（以下「条例」といいます。）は、安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用や建築等に関する手続を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的としています。

条例では、協働による望ましいまちづくりを推進するために、市民の皆さんによる提案制度を定めています。

## まちづくり提案制度フロー



※地区まちづくり協議会は、地区計画等の住民提案の申出等、都市計画の決定等の提案をすることができます(条例第28条、条例第32条)

## 1 まちづくりグループ

まちづくりに関する考えや意見を持った者が集まり、次のような活動を行うために学習・意見交換等を行う場合に、まちづくりグループとして市に登録の申請ができます。

- ①ある地区において、その地区の特性に合った基準若しくはルールの導入又は当該地区のまちづくりに関する目標若しくは土地利用に関する事項を定めようとする活動
- ②まちづくりに関する緑の保全、歩行環境、景観形成その他任意の分野についての調査、研究、実践等の活動

申請後、次の要件に該当している場合は、まちづくりグループとして登録します。

### 【まちづくりグループの登録要件】

- ①5名以上の市民等で構成されていること。
- ②活動の目的及び内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していると認められること。
- ③活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- ④その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容でないこと。

### 【まちづくりグループとして市に登録されると】

- ◇活動に対して、支援を受けることができます。
- ◇グループの活動内容について、その活動の対象となっている範囲の市民に説明し、理解を得るよう努めるものとします。
- ◇市長は、必要があると認めるときは、まちづくりグループに対し、活動内容の報告を求めることがあります。
- ◇まちづくりグループの登録期間は、登録の日から2年後の日の年度の末日までとなります（更新することができます）。

## 2 地区まちづくり協議会

地区の市民等は、その地区の特性に合った基準、ルールの導入、その地区のまちづくりに関する目標、その地区の土地利用に関する事項を定めることを目的に、地区まちづくり協議会として認定を申請することができます。申請の後、狛江市まちづくり委員会において、申請内容等について意見を聴いた上で、次の要件に該当する場合、市は地区まちづくり協議会として認定をします。

### 【地区まちづくり協議会の認定要件】

- ①協議会を構成する人数が10名以上であり、かつ、その過半数が地区の住民であること。
- ②活動の目的及び内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していると認められること。
- ③協議会の活動地区内において、既に地区まちづくり協議会として認定されている団体がないこと。
- ④活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- ⑤協議会を構成する者が地区の一部に偏ることなく、概ね活動地区内全体からの地区住民の参加があること。
- ⑥会則に役員、会計及び団体に所属していない地区住民の当該団体への加入の機会を保障する旨の定めがあること。
- ⑦活動の目的及び内容について、その団体に所属していない地区住民に対し、十分な説明や意見聴取を行っていること。
- ⑧その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容ではないこと。

### 【地区まちづくり協議会として市に認定されると】

- ◇活動に対して支援を受けることができます。
- ◇活動の内容について、その活動の対象となっている地区の他の市民等に説明し、理解を得よう努めます。
- ◇市長は、必要があると認めるときは、地区まちづくり協議会に対し、活動内容の報告を求めることがあります。
- ◇地区まちづくり協議会の認定期間は、認定の日から4年後の日の年度の末日までとなります（更新することができます）。
- ◇地区まちづくり構想の提案ができます。
- ◇都市計画法に基づく地区計画等の住民提案の申出ができます。
- ◇都市計画法に基づく都市計画の決定等の提案をすることができます。

【地区まちづくり構想の提案】

地区まちづくり協議会は、その地区の土地利用に関する事項を定めた、地区まちづくり構想を市長に提案することができます。

例) 地区の特性に合った基準・ルールの導入、地区のまちづくりに関する目標、など

【提案に対して、市としての見解を示します】

まちづくり委員会において、提案内容についての意見を聴き、以下の要件に照らした上で、市としての見解を示します。また、まちづくり委員会は、地区まちづくり協議会に対し、提案内容について説明を求めることができます。

- ①構想の内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していると認められること。
- ②構想の内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- ③対象となる区域及びその内容が、まちづくり協議会の活動区域及び活動内容に整合していること。
- ④区域の設定が道路、河川、境界線、地名等の地形又は地物、自治会の活動区域に配慮して設定していること。
- ⑤構想の内容について、対象となる区域内に居住する市民等に対して、十分な説明及びアンケートの実施等の意見聴取を行うなど、自主的な合意形成活動を行っていること。
- ⑥その他市長が不適切であると認める内容のものではないこと。

### 3 テーマ型まちづくり協議会

まちづくりに関する緑の保全、歩行環境、景観の形成、その他任意の分野についての調査、研究、実践等の活動を目的に、テーマ型まちづくり協議会として認定を申請することができます。狛江市まちづくり委員会において、申請内容等について意見を聴いた上で、次の要件に該当する場合、市はテーマ型まちづくり協議会として認定をします。

#### 【テーマ型まちづくり協議会の認定要件】

- ①5名以上の市民等で構成されていること。
- ②活動の目的及び内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。
- ③活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- ④その他市長が不適切であると認める活動の内容及び目的ではないこと。

#### 【テーマ型まちづくり協議会として市に認定されると】

- ◇活動に対して支援を受けることができます。
- ◇活動の内容について、広く市民等に説明し、理解を得るよう努めます。
- ◇市長は、必要があると認めるときは、テーマ型まちづくり協議会に対し、活動内容の報告を求めることがあります。
- ◇テーマ型まちづくり協議会の認定期間は、認定の日から4年後の日の年度の末日までとなります（更新することができます）。
- ◇テーマ型まちづくり構想の提案ができます。

#### 【テーマ型まちづくり構想の提案】

テーマ型まちづくり協議会は、その協議会の目的に沿った活動を行い、協議会が主体となり取りまとめた、テーマ型まちづくり構想を市長に提案することができます。

#### 【提案に対して、市としての見解を示します】

まちづくり委員会において、提案内容についての意見を聴き、次の要件に照らした上で、市としての見解を示します。また、まちづくり委員会は、テーマ型まちづくり協議会に対し、提案内容について説明を求めることができます。

- ①構想の内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。
- ②構想の内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。



◆まちづくりグループ、地区まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会の比較表

	まちづくり グループ	地区まちづくり 協議会	テーマ型まちづくり 協議会
形態	登録	認定	認定
期間	3年	5年	5年
地区の 設定	活動内容による	必要	無
市へ提案	できない	できる	できる
構成	5名以上の市民等	10名以上かつ 過半数が地区住民	5名以上の市民等

## 4 まちづくりへの支援

まちづくりグループ、地区まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会（以下「グループ等」といいます）に対し、市は次のような支援を行います。支援を受けようとするグループ等は、事前に市へ相談の上、申請をしてください。

### 1 運営費及び活動に要する経費の助成

	まちづくり グループ	地区まちづくり 協議会	テーマ型まちづくり 協議会
対象経費	調査費、印刷費、通信費等		
助成金額	40,000 円/年	100,000 円/年	50,000 円/年
助成期間	3年	5年	5年

\*助成金の額は予算の範囲内で定めるため、変更となる場合があります。

### 2 まちづくりに関する情報の提供

- 市はグループ等に対して、まちづくりに関する情報を提供します。

### 3 まちづくりに関する専門家の派遣

- まちづくりに関する専門家の派遣を申請することができます。都市計画、建築、交通、緑地、造園など様々な分野の専門家が市に登録をしています。
- 派遣回数は以下のとおりです。

	まちづくり グループ	地区まちづくり 協議会	テーマ型まちづくり 協議会
派遣回数	4回/年	4回/年	4回/年

\*派遣は1回につき1人となります。

\*1回の派遣で2時間程度となります。

### 4 土地及び建物の所有者並びに借地権者の情報（以下「地権者情報」といいます。） の提供

- 地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会は、地権者情報の提供を受けることができます。提供を受ける場合には、事前に市へ相談の上、申請をしてください。

## 5 地区まちづくり構想作成に要する経費

市に登録する地区まちづくり構想作成支援専門家に支援を受けることができます。

対象	地区まちづくり協議会
対象経費	コンサルタント委託費等
助成金額	100万円まで
助成期間	2年、1度限り
助成要件	(1) 地区まちづくり協議会単独で地区まちづくり構想の作成が困難であり、市の支援を必要としていること。 (2) 活動内容が条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等と整合していること。 (3) 活動内容が特定の者に利害を及ぼすものでないこと。

## 5 法定制度等の活用

市長は、地区まちづくり協議会が提案した「地区まちづくり構想」、テーマ型まちづくり協議会が提案した「テーマ型まちづくり構想」が、市のまちづくりに有益である、との見解を示したときは、以下のような手続・施策等に活用するよう努めます。

(例えば)

- ◆地区計画制度 ◆建築協定 ◆地区まちづくり協議会による都市計画の提案
- ◆地区まちづくり計画 ◆その他市のまちづくりに関する施策等

## 6 その他（用語の定義）

### ◆市民等

市内に居住する者、市内の土地所有者、借地人又は借家人、市内で事業を営む者、市内在勤者、市内在学者

### ◆地区

市民等が主体となってまちづくりを推進しようとする一定のまとまりをもった土地の区域

### ◆条例第6条に掲げる、まちづくりに関する施策等

- ①市の基本構想、基本計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、住宅マスタープラン、福祉基本計画、その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画
- ②都市計画法に規定する地区計画
- ③狛江市まちづくり条例に規定する地区まちづくり計画
- ④狛江市まちづくり指導基準（平成15年規則第44号）
- ⑤その他市のまちづくりに関する計画、報告書、指針及び基準等のうち市長が必要と認めるもの

### ◆地区計画（根拠法令：都市計画法）

住民が主体となってつくる、建物や道路、公園等に関する地区独自のルール。地区内で行われる建築・開発行為等を地区計画の内容に沿って規制・誘導することで目標とするまちづくりの実現を図ることができます。

## ★地区まちづくり計画

- ◆地区の土地利用等に関する計画、基準等を定めたもの。市は、地区まちづくり構想の提案に対して、地区まちづくり計画とすることが適当であるとの見解を示したときは、地区まちづくり計画の案を作成し、市民等の意見を踏まえて、地区まちづくり計画として決定します。
- ◆地区の住民や地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画を遵守し、その実現に努めます。

○狛江市まちづくり条例

平成15年3月31日条例第12号

改正

平成25年10月9日条例第31号

平成30年10月11日条例第29号

令和元年10月11日条例第25号

令和4年10月6日条例第25号

狛江市まちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 まちづくりの施策等（第6条・第7条）

第3章 狛江市まちづくり委員会（第8条－第12条）

第4章 まちづくりの推進

第1節 地区のまちづくり・テーマ型のまちづくり（第13条－第26条）

第2節 地区計画等の活用（第27条－第32条）

第5章 開発等協議

第1節 開発等事業手続（第33条－第52条）

第2節 大規模土地取引の届出等（第53条－第55条）

第3節 大規模開発等事業構想手続（第56条－第66条）

第4節 小規模開発等事業手続（第67条－第71条）

第6章 雑則（第72条－第81条）

付則

狛江市は、市の南西を多摩川が流れ、自然環境に恵まれ、古墳等の歴史遺産が多く残る住宅都市です。首都圏の住宅地として東京の拡大とともに発展し、都市基盤の整備が進んできました。しかしその反面、緑や農地の減少など、豊かな自然環境が失われつつあります。

私たちは、こうした狛江固有の地域性や歴史性を踏まえ、市民、事業者及び市のそれぞれがまちづくりの主体であるとの認識のもと、熱意、創意そして狛江への愛情によって狛江のまちをつくり、育て上げ、次世代に引き継いでいく責務があります。また、私たちは、土地は私有財産であっても、その利用に当たっては高い公共性が優先されるとの基本認識に立ち、良好な環境を形成するよう努めなければなりません。

「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を目指す私たちは、これまでの市民活動の蓄積を踏まえ、みず、みどり、すまいの調和を求め、「いつまでも安心して住み続けられるやすらぎのあるまち」づくりを実現するための道すじとして、ここに狛江市まちづくり条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造す

るため、土地利用や建築等に関する手続を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において用いられる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 狛江市に居住する者、狛江市内の土地所有者、借地人又は借家人、狛江市内で事業を営む者及び狛江市内の在勤者又は在学者
- (2) 事業者 第33条に規定する開発等事業、第56条第1項に規定する大規模開発等事業及び第67条第1項に規定する小規模開発等事業（以下「まちづくり案件」という。）を含む、まちづくりに関わる行為の注文者及び請負契約によらないで自らその行為をする者
- (3) 工事施行者 事業者からまちづくり案件に関する工事を請け負った者及びその請負工事の下請負者
- (4) 近隣住民 次の各号に掲げる者であって、規則で定める範囲内のもの
  - ア まちづくり案件の区域の近隣に居住している者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されているもの
  - イ まちづくり案件の区域の近隣で事業を営む者
  - ウ まちづくり案件の区域の近隣に土地を所有する者
  - エ まちづくり案件の区域の近隣に建物の全部又は一部を所有する者
- (5) 地区 市民等が主体となってまちづくりを推進しようとする一定のまとまりをもった土地の区域

(市の責務)

第3条 市は、協働によるまちづくりを進めるために必要な施策を講じなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民等への情報提供及び市民等からの意見収集等に十分配慮しなければならない。
- 3 市は、事業者に対し、周囲の土地利用の実態に応じた適切な開発を行うよう誘導するための指針について、積極的に情報提供しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自発的にまちづくりに参加する権利を有するとともに、公共の討論、対話を中心とする、この条例が定める適正な手続に従って決定されたまちづくりの計画を遵守する義務を負う。

- 2 市民等は、協働によるまちづくりを推進するため、相手の立場を尊重し問題の解決に当たらなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが協働によるまちづくりの担い手であることを認識し、周囲の土地利用の実態に配慮するとともに、市民等が安心して暮らせる良質な住環境の創出に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業を行うに当たっては、市民等が目指すまちづくりに協力し、紛争時には積極的に解決するよう努めなければならない。

## 第2章 まちづくりの施策等

(まちづくりに関する施策等)

第6条 この条例におけるまちづくりに関する施策等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 狛江市基本構想及び基本計画，狛江市都市計画マスタープラン，狛江市環境基本計画，狛江市住宅マスタープラン，狛江市福祉基本計画，その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第12条の5に規定する地区計画
- (3) 第16条に規定する地区まちづくり計画
- (4) 狛江市まちづくり指導基準
- (5) その他市のまちづくりに関する計画，報告書，指針及び基準等のうち市長が必要と認めるもの  
(まちづくりに関する施策等に対する配慮)

第7条 市民等及び事業者は、まちづくりに関わる活動を行うときは、前条に掲げる施策等に配慮しなければならない。

## 第3章 狛江市まちづくり委員会

(狛江市まちづくり委員会)

第8条 この条例の目的を達成するため、狛江市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第9条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 次の一に該当する事項に関する諮問に対する答申
  - ア 第14条第2項に規定する地区まちづくり協議会の認定及び第23条第2項に規定するテーマ型まちづくり協議会の認定
  - イ 第15条第2項に規定する地区まちづくり構想の提案に係る意見及び第24条第2項に規定するテーマ型まちづくり構想の提案に係る意見
  - ウ 第17条第1項に規定する地区まちづくり計画の案の作成
  - エ 第19条第1項に規定する地区まちづくり計画の決定
  - オ 第54条第1項に規定する大規模土地取引行為の届出に係る助言
  - カ 第57条第1項に規定する大規模開発等事業の届出に係る助言
  - キ 第75条に規定する表彰
- (2) 第49条第3項に規定する事前調整会の開催及び第50条第1項に規定する調整会の開催
- (3) 第60条第3項に規定する事前検討会の開催及び第61条第3項に規定する構想検討会の開催
- (4) まちづくりに関する提言
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(組織)

第10条 委員会の委員は、市民及び委員の権限に属する事項に関し公正な判断を

することができ、かつ、まちづくりに関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱するもの10人以内をもって組織する。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 まちづくりの推進

##### 第1節 地区のまちづくり・テーマ型のまちづくり

(まちづくりグループ)

第13条 市民等は、まちづくりに関する考え又は意見を持った者が集まり、学習、意見交換等を行うために次の各号のいずれかに該当する活動を行うグループ(以下「まちづくりグループ」という。)を組織し、市に登録を申請することができる。

(1) ある地区において、その地区の特性に合った基準若しくはルールの導入又は当該地区のまちづくりに関する目標若しくは土地利用に関する事項を定めようとする活動

(2) まちづくりに関する緑の保全、歩行環境、景観形成その他任意の分野についての調査、研究、実践等の活動

2 市長は、前項に規定する申請が規則で定める要件に該当する場合は、まちづくりグループとして登録をするものとする。

3 まちづくりグループは、その活動の内容について、当該活動の対象となっている範囲の市民等に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、まちづくりグループに対し、活動内容の報告を求めることができる。

5 まちづくりグループは、当該まちづくりグループを解散したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(地区まちづくり協議会)

第14条 地区の市民等は、その地区の特性に合った基準若しくはルールの導入又は当該地区のまちづくりに関する目標若しくは土地利用に関する事項を定めることを目的とする団体を組織し、規則で定めるところにより地区まちづくり協議会として市長に認定を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、委員会の意見を聴いた上で、規則で定める要件に該当する場合は、地区まちづくり協議会として認定をすることができる。

3 地区まちづくり協議会は、その活動の内容について、当該活動の対象となっている地区の他の市民等に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、地区まちづくり協議会に対し、活動内容の報告を求めることができる。

5 地区まちづくり協議会は、当該協議会を解散したときは、規則で定めるところ



ろにより市長に届け出なければならない。

(地区まちづくり構想)

第15条 地区まちづくり協議会は、当該地区の特性に合った基準若しくはルールの導入又は当該地区のまちづくりの目標若しくは土地利用に関する事項を定めた地区まちづくり構想を規則で定めるところにより市長に提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案があったときは、委員会の意見を聴いた上で、規則で定める要件に照らし、市としての見解を示すものとする。

(地区まちづくり計画)

第16条 地区まちづくり計画とは、地区の土地利用等に関する計画、基準等を定めたものをいう。

(地区まちづくり計画の案の作成)

第17条 市長は、第15条に規定する地区まちづくり構想の提案が第6条に規定する施策等に照らして適切であり、地区まちづくり計画とすることが相当であるとの見解を示したときは、委員会の意見を聴き、当該提案を踏まえた地区まちづくり計画の案を作成するものとする。

2 市長は、地区まちづくり計画の案を作成する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地区まちづくり計画の縦覧等)

第18条 市長は、地区まちづくり計画を決定するときは、あらかじめその旨を公告し、地区まちづくり計画の案を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、縦覧に供された地区まちづくり計画の案について意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、その意見を記載した書面を市長に提出することができる。

(地区まちづくり計画の決定)

第19条 市長は、前条第2項に規定する意見及び委員会の意見を聴き、地区まちづくり計画を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴くときは、前条第2項の規定による意見の要旨を委員会に提出しなければならない。

(地区まちづくり計画の告示等)

第20条 市長は、地区まちづくり計画を決定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 地区まちづくり計画は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

3 市長は、規則で定めるところにより地区まちづくり計画を縦覧に供しなければならない。

4 市長は、地区まちづくり計画の決定状況について、広く市民、関係機関等に周知するよう努めなければならない。

(地区まちづくり計画の変更及び廃止)

第21条 市長は、地区まちづくり計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該地区まちづくり計画を変更しなければならない。

2 第17条から前条までの規定は、地区まちづくり計画の変更について準用する。

3 市長は、地区まちづくり計画を廃止する必要があるときは、当該地区まちづくり計画を廃止するものとし、その旨を告示しなければならない。

(地区まちづくり計画の推進)

第22条 地区住民及び地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画を遵守し、その実現に努めなければならない。

(テーマ型まちづくり協議会)

第23条 市のまちづくりに関する緑の保全、歩行環境、景観形成その他任意の分野についての調査、研究、実践等の活動を行うことを目的とする市民等は、規則で定めるところによりテーマ型まちづくり協議会として市長に認定の申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、委員会の意見を聴いた上で、規則で定める要件に該当する場合は、テーマ型まちづくり協議会として認定をすることができる。

3 テーマ型まちづくり協議会は、その活動の内容について、広く市民等に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、テーマ型まちづくり協議会に対し、活動内容の報告を求めることができる。

5 テーマ型まちづくり協議会は、当該協議会を解散したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(テーマ型まちづくり構想)

第24条 テーマ型まちづくり協議会は、その協議会の目的に沿った活動を行い、協議会が主体となり取りまとめたテーマ型まちづくり構想を規則で定めるところにより市長に提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案があったときは、委員会の意見を聴いた上で、規則で定める要件に照らし、市としての見解を示すものとする。

(まちづくりへの支援)

第25条 市長は、まちづくりグループ、地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会に対し、規則で定めるところにより必要な支援を行うことができる。

(法定制度等の活用)

第26条 市長は、地区まちづくり構想及びテーマ型まちづくり構想が市のまちづくりに有益である旨の見解を示したときは、法第4条第9項に規定する地区計画等、法第21条の2に規定する都市計画の決定等の提案及び第6条に規定する市のまちづくりに関する施策等に活用するよう努めるものとする。

第2節 地区計画等の活用

(地区計画等の案の作成手続等)

第27条 法第16条第2項の規定により地区計画等の案の作成手続について必要な事項及び同条第3項の規定による地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の住民提案」という。）を申し出る方法については、この節に定めるところによる。

（地区計画等の住民提案の申出等）

第28条 次に掲げるものは、法第16条第3項の規定により地区計画等の住民提案を市長に申し出ることができる。

（1）地区計画等の住民提案の区域内の市民等

（2）地区計画等の住民提案の区域内の地区まちづくり協議会

2 前項の規定による申出を行う場合においては、規則で定めるところにより地区計画等の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書面その他必要な書類を市長に提出するものとする。

（地区計画等の原案の縦覧）

第29条 市長は、地区計画等の案を作成する場合においては、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の案となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を当該公告の日の翌日から2週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（1）地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

（2）縦覧場所

（説明会の開催等）

第30条 市長は、前条に定めるもののほか必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第31条 第29条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見を提出しようとする者は、縦覧開始の日から3週間を経過する日までに意見書を市長に提出するものとする。

（都市計画の決定等の提案をすることができる団体）

第32条 法第21条の2第2項に規定する条例で定める団体は、地区まちづくり協議会とする。

## 第5章 開発等協議

### 第1節 開発等事業手続

（適用範囲）

第33条 この節の規定は、市内で行われる次の各号に掲げる事業（以下「開発等事業」という。）に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項に該当するものについては、この限りでない。

（1）法第4条第12項に規定する開発行為で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの

（2）建築基準法第2条第13号に規定する建築で、次のいずれかに該当するもの

ア 15戸以上の共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの

イ 高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。）が10メートルを超えるもの。ただし、一戸建ての住宅を除く。

ウ 階数が地上4階建て以上のもの。ただし、一戸建ての住宅を除く。

エ 延べ面積（政令第2条第1項第4号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が500平方メートル以上のもの。ただし、一戸建ての住宅を除く。

(3) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を伴うもの

(4) その他土地利用の変更、工作物の設置等で、環境に著しい影響を与えるおそれのあるものとして規則で定めるもの

（開発等事業の届出）

第34条 事業者は、開発等事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、開発等事業届出書（以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

（標識板の設置）

第35条 事業者は、前条による届出書の提出から7日以内に規則で定めるところにより標識板を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識板を設置したときは、規則で定めるところにより市長へ報告しなければならない。

（説明会の開催）

第36条 事業者は、前条第1項の規定により標識板を設置した日の翌日から起算して7日以上経過後、規則で定めるところにより説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会の開催に当たっては、近隣住民等と誠実な協議を行い、開発等事業の計画について合意に努めなければならない。

（事前協議）

第37条 事業者は、前条の規定による最終の説明会の終了後、規則で定めるところにより事前協議申請書（説明会報告書及び事業計画書を含む。以下「申請書」という。）を市長に提出し、事業計画及び近隣住民等との合意について、市長と協議しなければならない。

2 前項に規定する協議は、第6条に規定する施策等に基づいて行うものとする。

3 市長は、申請書が提出されたときは、その旨を公告し、申請書を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

（開発等事業に対する意見）

第38条 近隣住民及び市民等は、開発等事業に意見を有するときは、前条第3項の規定による縦覧の期間満了の日までにその意見を記載した書面（以下「事業意見書」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、事業意見書が提出されたときは、速やかに事業意見書の写しを事業者に送付するものとする。

3 事業者は、事業意見書の写しが送付されたときは、当該意見に対する回答を

記載した書面（以下「事業回答書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、事業回答書が提出されたときは、速やかに事業回答書の写しを当該事業意見書を提出した者に送付するものとする。
- 5 市長は、規則で定めるところにより事業意見書及び事業回答書の写しを縦覧に供するものとする。
- 6 市長は、事業意見書に相当の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する協議において当該意見に配慮するものとする。

（事前協議報告）

第39条 市長は、近隣住民による事業意見書が提出された開発等事業について第37条第1項に規定する協議を終了しようとするときは、規則で定めるところにより事前協議報告書（以下「報告書」という。）を作成し、その旨を公告し、報告書を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

- 2 市長は、近隣住民による事業意見書が提出されていない開発等事業については、前条に規定する手続の終了の後、適切と認めるときに、協議を終了することができる。

（報告書に対する意見）

第40条 近隣住民は、報告書に意見を有するときは、前条第1項による縦覧（以下「報告書縦覧」という。）の期間満了の日までにその意見を記載した書面（以下「協議意見書」という。）を市長に提出することができる。

- 2 市長は、協議意見書が提出されたときは、遅滞なく当該意見に対する回答を記載した書面（以下「協議回答書」という。）を、協議意見書の提出者に送付しなければならない。
- 3 市長は、規則で定めるところにより協議意見書及び協議回答書の写しを縦覧に供するものとする。
- 4 市長は、報告書縦覧の期間満了の後、協議を終了することができる。ただし、協議意見書が提出されたときは、協議回答書の送付の日から2週間を経なければ協議を終了してはならない。

（協議の継続）

第41条 市長は、協議意見書に相当の理由があり協議を継続する必要があると認めるときは、事業者と協議を継続しなければならない。

- 2 前項の規定により継続した協議を終了しようとするときは、第39条第1項及び前条の規定を準用する。

（協定）

第42条 事業者と市長は、第34条から前条までの手続が終了したときは、合意した事項について、協定を締結するものとする。ただし、第49条の規定による要請がなされたときは、第51条第2項に規定する公告の後に協定を締結するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する協定（以下「事業協定」という。）を締結したときは、その旨を公告し、規則で定めるところにより、当該事業協定を縦覧に供し

なければならない。

(事業着手の制限)

第43条 事業者及び工事施行者は、事業協定の締結以後でなければ開発等事業に着手してはならない。

(工事の施工方法等に関する覚書等)

第44条 事業者と近隣住民は、開発等事業に係る工事の施工方法等について覚書等を取り交わすよう努めなければならない。

(着手届)

第45条 事業者は、開発等事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより着手届を市長に提出しなければならない。

(開発等事業の変更)

第46条 事業者は、届出書の提出後、開発等事業の内容を変更しようとするときは、届出書を再提出しなければならない。ただし、近隣住民等との協議に基づく変更、第37条第1項に規定する協議に基づく変更及び軽微な変更については、規則で定めるところにより開発等事業変更届（以下「変更届」という。）の提出によることができる。

2 届出書の再提出があったときは、第35条から前条までの規定を準用する。

3 第1項ただし書の規定により変更届の提出があったときは、第35条の規定による標識板の設置後であれば事業者はその内容を変更しなければならない。

(開発等事業の廃止)

第46条の2 事業者は、事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより廃止届を市長に対し提出するとともに、近隣住民に周知しなければならない。

2 市長は、事業者が届出書を提出した日から2年を経過してもなお、自己の都合により第42条第1項に規定する協定の締結をしない場合には、当該開発等事業を廃止したものとみなす。

(完了届)

第47条 事業者は、開発等事業が完了したときは、完了の日から7日以内に規則で定めるところにより完了届を市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第48条 市長は、開発等事業について、必要と認めるときは、前条の規定による完了届の受領の後、規則で定めるところにより事業協定の遵守状況等について検査を行うことができる。

2 事業者は、規則で定めるところにより開発等事業確認書又は検査済証を交付するまでは、当該開発等事業により造成される土地、建築される建築物、設置される施設又は工作物の使用を開始してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。

(調整会の開催要請及び事前調整会の開催)

第49条 近隣住民又は事業者は、開発等事業について合意を形成することを目的として、市長に対し、委員会に調整会の開催を要請するよう求めることができ

る。

- 2 市長は、前項の規定による求めについて相当の理由があると認めるとき又は本条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、委員会に対し、調整会の開催を要請するものとする。
- 3 委員会は、調整会を開催するに当たり、調整会における論点整理の円滑化を図ることを目的に事前調整会を開催することができる。
- 4 前項の規定による事前調整会は、非公開とする。
- 5 近隣住民及び事業者は、事前調整会の審理に協力するものとする。

(調整会の開催)

第50条 委員会は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、調整会を開催するものとする。

- 2 調整会は、近隣住民、事業者、市長その他の関係人又はこれらの者の代理人の出席を求めて、原則として公開による口頭審理を行うものとする。
- 3 調整会は、市民、有識者等に対し、調整会において、開発等事業について意見を述べ、又は情報を提供することができる。
- 4 調整会は、近隣住民、事業者及び市長に対し、必要な助言、あつせん又は勧告(以下「勧告等」という。)を行うことができる。
- 5 近隣住民、事業者及び市長は、調整会の審理に協力するとともに、調整会の勧告等を尊重しなければならない。

(調整会の報告)

第51条 調整会は、調整会の終了後、報告書を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調整会の報告書の提出を受けたときは、その旨を公告し、当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

(調整会及び事前調整会の組織及び運営)

第52条 調整会及び事前調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第2節 大規模土地取引の届出等

(大規模土地取引行為の届出)

第53条 3,000平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「土地に関する権利」という。)の移転又は設定(対価を得て行われる移転又は設定に限る。)を行う契約(予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。)を締結して土地に関する権利を移転しようとする者(以下「大規模土地所有者等」という。)は、規則で定めるところにより大規模土地取引行為の日の6月前までにその内容を市長に届け出なければならない。

- 2 3,000平方メートル未満の土地取引行為であっても、一団の土地及び隣接した土地において同一の者又は規則で定める関連性が認められる者が規則で定める期間に2以上の土地取引行為を行うときは、これらの土地は1つの土地取引行為とみなし、その合計面積が3,000平方メートル以上となる場合は、前項の

規定を適用する。ただし、市長が適当でないと認めるときは、この限りでない。  
(大規模土地取引行為に対する助言)

第54条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、第6条に規定するまちづくりに関する施策等に照らし、当該届出に係る事項について助言を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言を行うときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による助言は、当該助言を行った日から2年の範囲において行う大規模土地取引行為について効力を有する。

4 大規模土地所有者等は、委員会の意見の検討に協力しなければならない。

5 大規模土地所有者等は、第1項の規定による助言を受けた場合は、前条第1項の規定による届出から6月を経ているなくても大規模土地取引行為を締結することができる。

(権利取得者による届出)

第55条 大規模土地取引行為により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者(以下「権利取得者」という。)は、当該大規模土地取引行為を締結したときは、当該締結した日から2週間以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対して、当該届出があった大規模土地取引行為に係る土地に関し必要な情報を提供するものとする。

3 権利取得者は、前条第1項に規定する大規模土地取引行為に対する助言に配慮しなければならない。

### 第3節 大規模開発等事業構想手続

(大規模開発等事業)

第56条 次の各号に掲げる事業を大規模開発等事業という。

(1) 法第4条第12項に規定する開発行為で、事業施行面積が3,000平方メートル以上のもの

(2) 延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物の建築

2 大規模開発等事業を行おうとする事業者は、規則で定めるところにより大規模開発等事業に係る構想(以下「大規模開発等事業構想」という。)を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が策定されており、かつ、狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第19号)に基づく地区内で行われる事業については、協議の上、市長が認める場合は省略することができる。

4 第2項の規定による届出に係る書類(以下「大規模開発等事業構想届出書」という。)は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める時期までに届け出るものとする。

(1) 大規模土地取引行為を経て第1項に該当する大規模開発等事業を行う場



合 当該大規模土地取引行為により土地に関する権利を移転する日の3月前までであって、かつ、当該大規模開発等事業構想の変更が可能な時期

(2) 大規模土地取引行為を経ないで第1項第1号に該当する大規模開発等事業を行う場合 当該大規模開発等事業構想の変更が可能な時期

(3) 大規模土地取引行為を経ないで第1項第2号に該当する大規模開発等事業を行う場合

ア 当該大規模開発等事業に係る大規模土地取引行為を伴うとき 当該契約を締結する日の3月前までであって、かつ、当該大規模開発等事業構想の変更が可能な時期

イ 当該大規模開発等事業に係る大規模土地取引行為を伴わないとき 当該大規模開発等事業構想の変更が可能な時期

5 市長は、第2項の規定による大規模開発等事業構想届出書が提出されたときは、その旨を公告し、大規模開発等事業構想届出書を当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。

(市長の助言)

第57条 市長は、前条第2項の規定による大規模開発等事業構想届出書が提出されたときは、第6条に規定するまちづくりに関する施策等に照らし、当該届出に係る事項について、助言を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言に当たり、委員会の意見を聴くことができる。

(標識板の設置)

第58条 事業者は、第56条第2項に規定する大規模開発等事業構想届出書の提出から7日以内に規則で定めるところにより標識板を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識板を設置したときは、規則で定めるところにより、市長へ報告しなければならない。

(説明会)

第59条 事業者は、前条第1項の規定による標識板を設置した日の翌日から起算して7日以上経過後、規則で定めるところにより説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会の開催に当たっては、近隣住民等と誠実な協議を行い、大規模開発等事業構想について、合意に努めなければならない。

3 事業者は、第1項に規定する説明会を開催したときは、最終の開催日から7日以内に規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(構想検討会の開催要請及び事前検討会の開催)

第60条 近隣住民又は事業者は、大規模開発等事業構想について合意を形成することを目的として、市長に対し、委員会に構想検討会の開催を要請するよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めについて相当の理由があると認めるときは、委員会に対し、構想検討会の開催を要請するものとする。

3 委員会は、構想検討会を開催するに当たり、構想検討会における論点整理の円滑化を図ることを目的に事前検討会を開催することができる。

- 4 前項の規定による事前検討会は、非公開とする。
- 5 近隣住民及び事業者は、事前検討会の審理に協力するものとする。  
(構想検討会の開催)

第61条 委員会は、前条第2項に規定する要請を受けたときは、構想検討会を開催するものとする。

- 2 構想検討会は、近隣住民、事業者、市長その他関係人又はこれらの者の代理人の出席を求めて、原則として公開による口頭審理を行うものとする。
- 3 構想検討会は、市民、有識者等に対し、構想検討会において、大規模開発等事業構想について意見を述べ、又は情報を提供することができる。
- 4 近隣住民、事業者及び市長は、構想検討会の審理に協力するとともに構想検討会において合意に至った内容を尊重しなければならない。  
(構想検討会の報告)

第62条 構想検討会は、構想検討会の終了後、報告書を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、構想検討会の報告書の提出を受けたときは、その旨を公告し、当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。  
(構想検討会及び事前検討会の組織及び運営)

第63条 構想検討会及び事前検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(大規模開発等事業構想協議)

第64条 事業者は、第61条第1項に規定する構想検討会が開催される場合にあってはその開催後に、構想検討会を開催する必要がない場合にあっては第59条第1項に規定する説明会の開催後に規則で定めるところにより大規模開発等事業構想協議申請書を市長に提出し、当該大規模開発等事業構想及び近隣住民等との合意について、市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、大規模開発等事業構想協議申請書が提出されたときは、第6条に規定する施策等に基づき協議を行い、大規模開発等事業構想協議書の案を作成するものとする。
- 3 市長は、規則で定めるところによりあらかじめ前項に規定する大規模開発等事業構想協議書の案を公告し、当該公告の日から2週間縦覧に供しなければならない。
- 4 近隣住民は、第2項に規定する大規模開発等事業構想協議書の案に意見を有するときは、前項による縦覧の期間満了までにその意見を記載した書面を市長に提出することができる。

(大規模開発等事業構想の変更等)

第65条 事業者は、届け出た大規模開発等事業構想に変更が生じたときは、速やかに規則に定めるところにより当該変更に係る事項を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による届出をした場合において、市長の求めがあったときは、この節に定める手続のうち市長が必要と認めるものを再度行わなけれ

ばならない。

(大規模開発等事業構想の廃止)

第65条の2 事業者は、条例第56条第2項の規定により提出した大規模開発等事業構想を廃止するときは、規則に定めるところにより廃止届を市長に対し提出するとともに、近隣住民に周知しなければならない。

2 市長は、事業者が自己の都合により大規模開発等事業構想を提出した日から2年を経過してもなお次条に規定する通知書を交付できない場合には、当該開発等事業を廃止したものとみなす。

(大規模開発等事業構想の手続の完了)

第66条 市長は、事業者がこの節の規定により行うべき手続を完了したと認めるときは、規則に定めるところにより手続が完了した旨を記載した通知書を当該事業者に交付し、大規模開発等事業構想協議書を締結するものとする。

第4節 小規模開発等事業手続

(小規模開発等事業)

第67条 次の各号に掲げる事業を小規模開発等事業という。

(1) 開発等事業に該当しない全ての共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの(他の用途の併用を含む。)の建築。ただし、3戸以下の長屋を除く。

(2) 前号の規定に該当しない延べ面積が300平方メートル以上500平方メートル未満の建築(併用住宅を含む。)。ただし、一戸建て住宅を除く。

(3) 延べ面積が500平方メートル以上の一戸建て住宅

(4) 事業施行面積300平方メートル以上500平方メートル未満の宅地開発事業(主として住宅の供給を目的とする土地の分割又は区画形質の変更をいう。)

(5) 地区まちづくり計画策定地区内の開発等事業に該当しない全ての建築物の建築

2 小規模開発等事業を行おうとする事業者は、規則で定めるところにより小規模開発等事業届出書を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による届出書の提出日から7日以内に規則で定めるところにより、標識板を設置しなければならない。

(小規模開発等事業に対する意見)

第68条 近隣住民は、小規模開発等事業に意見を有するときは、前条第3項の規定により標識板を設置した日の翌日から起算して7日以内にその意見を記載した書面(以下「小規模開発等事業意見書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項による小規模開発等事業意見書に相当の理由があると認めるときは、当該小規模開発等事業の事業者と調整を行うよう努めるものとする。

(小規模開発等事業の適合)

第69条 市長は、小規模開発等事業が第6条に規定するまちづくりに関する施策等に適合すると認めるときは、前条第1項に規定する期間が経過した後、規則

で定めるところにより事業者に通知するものとする。ただし、前条第2項の規定による調整を行ったときは、その調整後に通知するものとする。

(事前協議対象事業の認定)

第70条 市長は、小規模開発等事業が周辺の環境に著しい影響を与えるおそれがあり、かつ、第6条に規定するまちづくりに関する施策等に明らかに適合しないとき又は事業者が第68条第2項に規定する調整に正当な理由がなく応じないときは、当該小規模開発等事業の事業者の意見を聴いた上で、小規模開発等事業を事前協議対象事業として認定することができる。

2 市長は、前項による認定を行ったときは、規則で定めるところにより事業者に通知するものとする。

3 第1項により事前協議対象事業と認定された小規模開発等事業については、第67条第2項に規定する小規模開発等事業届出書を第34条に規定する届出書とみなし、第36条から第52条までの規定を準用する。

(事業着手の制限)

第71条 事業者及び工事施行者は、第69条に規定する通知を受領した後でなければ小規模開発等事業に着手してはならない。

#### 第6章 雑則

(一団の土地において2以上のまちづくり案件を行う場合の特例)

第72条 行おうとする事業が次に掲げる土地において、同時(事業中のものを含む。)又は規則で定める期間に引き続き行うまちづくり案件であるときは、同一の事業とみなす。ただし、市長が同一の事業とみなすことが適当でないとき、この限りでない。

- (1) 同一敷地等一体的利用がなされていた土地
- (2) 土地所有者が同一又は同一であった土地
- (3) 同一の事業主又は規則で定める関連性が認められる事業主が行うまちづくり案件

(適用除外)

第73条 次の各号に掲げる事項については、第5章及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法における都市計画事業
- (2) 災害のために必要な緊急措置として行われるもの
- (3) 通常管理行為、軽易な行為その他市長が特に必要と認めるもの

(事業者の承継)

第74条 事業者について一般承継(相続又は合併をいう。)があったときは、この条例に基づき被承継者が行った行為は相続人その他の一般承継人(以下「相続人等」という。)が行ったものとみなし、被承継人について行われた行為は相続人等について行われたものとみなす。

2 事業者について第42条の規定による協定締結後に当該開発等事業の特定承継(開発等事業の譲渡等をいう。)があったときは、被承継者が行った手続は、特定承継した者が行ったものとみなす。

3 事業者について第42条の規定による協定締結前に当該開発等事業の特定承継があったときは、被承継者が行った第34条から第41条までの手続は、特定承継した者が行ったものとみなす。

4 前2項の規定による特定承継があったときは、特定承継した者は、規則で定めるところにより承継した旨を周知するため、看板等を設置しなければならない。

(表彰)

第75条 市長は、市のまちづくりに著しく貢献したと認められる市民、事業者等に対し、委員会の意見を聴いた上で、その功績を表彰することができる。

(勧告)

第76条 市長は、事業者又は工事施行者（以下「事業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第42条第1項の規定により締結した協定の内容に違反して開発等事業を行ったとき。

(2) 第43条の規定に違反して開発等事業に着手したとき。ただし、第78条第1号及び第2号に規定する場合を除く。

(3) 第48条第2項の規定に違反して、開発等事業により造成される土地、建築される建築物、設置される施設又は工作物の使用を開始したとき。

(4) 第56条第2項に規定する大規模開発等事業構想届出書を提出せずに大規模開発等事業に着手したとき。

(5) 第67条第2項に規定する小規模開発等事業届出書を提出せずに小規模開発等事業に着手したとき。

(公表)

第77条 市長は、事業者等が前条の勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名、違反内容その他の事項を規則で定めるところにより公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第78条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて違反を是正するため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(1) 第34条に規定する届出書若しくは第37条第1項に規定する申請書（第70条第3項において準用される場合を含む。以下この条において同じ。）又は第56条第2項に規定する大規模開発等事業構想届出書を提出せずに開発等事業に着手したとき。

(2) 第34条に規定する届出書若しくは第37条第1項に規定する申請書又は第56条第2項に規定する大規模開発等事業構想届出書に虚偽の記載をして提出したとき。

(罰則)

第79条 前条による命令に従わずに開発等事業を継続し、又は開発等事業に着手した者については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰則規定)

第80条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

(委任)

第81条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、狛江市宅地開発等まちづくり指導要綱（平成8年要綱第13号）第28条の規定により現に協定を締結し、かつ、その協定締結から1年以内（施行日において既に1年を超えている場合は施行日まで）に着手される開発等事業については、第6章の規定は適用しない。

付 則（平成25年10月9日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に提出された開発等事業届出書及び小規模開発等事業届出書に関する手続は、なお従前の例による。

付 則（平成30年10月11日条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(狛江市緑の保全に関する条例の一部改正)

2 狛江市緑の保全に関する条例（平成11年条例第26号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(狛江市地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止)

3 狛江市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成12年条例第54号）は、廃止する。

付 則（令和元年10月11日条例第25号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月6日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条、第48条第2項、第67条、第72条及び第76条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際，現に狛江市まちづくり委員会の委員に委嘱されている者の任期中の組織は，改正後の第10条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

○狛江市まちづくり条例施行規則

平成15年9月5日規則第43号

改正

平成16年9月30日規則第35号  
平成18年3月31日規則第20号  
平成19年3月30日規則第17号  
平成20年3月28日規則第4号  
平成22年3月31日規則第13号  
平成24年3月28日規則第18号  
平成24年5月1日規則第34号  
平成25年10月17日規則第80号  
平成26年4月9日規則第21号  
平成26年7月29日規則第40号  
平成29年3月31日規則第43号  
平成31年3月4日規則第12号  
令和2年3月23日規則第11号  
令和3年3月31日規則第40号  
令和3年8月2日規則第68号  
令和4年10月20日規則第63号  
令和5年2月13日規則第4号  
令和5年3月28日規則第34号

狛江市まちづくり条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの推進（第4条—第16条の2）

第3章 開発等事業（第17条—第46条）

第4章 雑則（第47条—第55条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（様式）

第2条 条例及びこの規則に規定する様式は、別表第1に掲げるところによる。

（近隣住民の範囲）

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める近隣住民の範囲は、別表第2に定めるところによる。

第2章 まちづくりの推進

（まちづくりグループの登録）

第4条 条例第13条第1項に規定する申請は、まちづくりグループ登録（更新）



- 申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて行うものとする。
- 2 条例第13条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。
    - (1) 構成員が5名以上の市民等で構成されていること。
    - (2) 活動の目的及び内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。
    - (3) 活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
    - (4) その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容ではないこと。
  - 3 市長は、条例第13条第2項の規定によりまちづくりグループとして登録をするときは、まちづくりグループ登録（更新）通知書（第2号様式）により、登録しないときは通知書（第3号様式）により通知するものとする。
  - 4 まちづくりグループの登録期間は、登録の日から2年後の日の属する年度の末日までとする。
  - 5 市長は、まちづくりグループから更新の申請があったときは、前項の登録期間を更新することができる。この場合において、更新の申請は、登録期間の末日の2月前までに行うものとする。
  - 6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による更新について準用する。
  - 7 条例第13条第5項に規定する届出は、まちづくりグループ解散届（第4号様式）により行うものとする。

（グループ登録の取消し）
- 第5条 市長は、まちづくりグループが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
- (1) 条例第13条第1項に規定する活動を行うグループでなくなったと市長が認めるとき。
  - (2) 前条第4項の登録期間を経過したとき。
  - (3) 前条第7項のまちづくりグループ解散届が提出されたとき。
  - (4) 地区まちづくり協議会、又はテーマ型まちづくり協議会として認定されたとき。
  - (5) その他まちづくりグループの登録を取り消すべき事由があると市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりまちづくりグループの登録を取り消したときは、まちづくりグループ登録取消通知書（第4号様式の2）により通知するものとする。

（地区まちづくり協議会の認定申請）
- 第6条 条例第14条第1項の規定による申請は、地区まちづくり協議会認定（更新）申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて行うものとする。
- 2 条例第14条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。
    - (1) 構成員が10名以上であり、かつ、その過半数が地区住民であること。
    - (2) 活動の目的及び内容が条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。
    - (3) 協議会の活動地区内において、既に地区まちづくり協議会として認定さ

れている団体がないこと。

(4) 活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。

(5) 構成員が地区の一部に偏ることなく、おおむね活動地区内全体からの地区住民の参加があること。

(6) 会則に役員、会計及び団体に所属していない地区住民の当該団体への加入の機会を保障する旨の定めがあること。

(7) 活動の目的及び内容について、当該団体に所属していない地区住民に対し、十分な説明及び意見聴取を行っていること。

(8) その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容ではないこと。

3 市長は、条例第14条第2項の規定により地区まちづくり協議会として認定をするときは地区まちづくり協議会認定（更新）通知書（第6号様式）により、認定しないときは地区まちづくり協議会不認定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

4 地区まちづくり協議会の認定期間は、認定の日から4年後の日の属する年度の末日までとする。

5 市長は、地区まちづくり協議会から更新の申請があったときは、前項の認定期間を更新することができる。この場合において、更新の申請は、認定期間の末日の3月前までに行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による更新について準用する。

7 条例第14条第5項に規定する届出は、地区まちづくり協議会解散届（第8号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第7条 市長は、地区まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 条例第14条第1項に規定することを目的とする地区まちづくり協議会でなくなったと市長が認めるとき。

(2) 前条第4項の認定期間を経過したとき。

(3) 前条第7項のまちづくり協議会解散届が提出されたとき。

(4) その他地区まちづくり協議会の認定を取り消すべき事由があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により地区まちづくり協議会の認定を取り消したときは、地区まちづくり協議会認定取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（地区まちづくり構想の提案）

第8条 条例第15条第1項に規定する提案は、地区まちづくり構想提案書（第10号様式）に必要な書類を添えて行うものとする。

2 条例第15条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 構想の内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。

(2) 構想の内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。

- (3) 対象となる区域及びその内容が当該まちづくり協議会の活動区域及び活動内容に整合していること。
  - (4) 区域の設定が道路，河川，境界線，地名等の地形又は地物，自治会の活動区域に配慮して設定していること。
  - (5) 構想の内容について，対象となる区域内に居住する市民等に対して，十分な説明及びアンケートの実施等の意見聴取を行う等，自主的な合意形成活動を行っていること。
  - (6) その他市長が不適切であると認める内容のものではないこと。
- 3 条例第8条に規定する狛江市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）は，地区まちづくり協議会に対し，提案された地区まちづくり構想の内容について，説明を求めることができる。
- （地区まちづくり構想に係る見解）
- 第9条 市長は，条例第15条第2項による見解を示すときは，地区まちづくり構想に係る見解書（第11号様式）により行うものとする。
- （地区まちづくり計画の縦覧）
- 第10条 条例第20条第3項に規定する地区まちづくり計画の縦覧は，次の各号に掲げる事項を記載した書面により，当該地区まちづくり計画の変更又は廃止まで行うものとする。
- (1) 計画の内容
  - (2) 計画の区域
- （テーマ型まちづくり協議会の認定申請）
- 第11条 条例第23条第1項に規定する申請は，テーマ型まちづくり協議会認定（更新）申請書（第12号様式）に必要な書類を添えて行うものとする。
- 2 条例第23条第2項に規定する規則で定める要件は，次のとおりとする。
- (1) 5名以上の市民等で構成されていること。
  - (2) 活動の目的及び内容が，条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。
  - (3) 活動の目的及び内容が，特定の者に利害を及ぼすものではないこと。
  - (4) その他市長が不適切であると認める活動の内容及び目的ではないこと。
- 3 市長は，第1項及び前項の規定によりテーマ型まちづくり協議会として認定をするときにはテーマ型まちづくり協議会認定（更新）通知書（第13号様式）により，認定をしないときはテーマ型まちづくり協議会不認定通知書（第14号様式）により通知するものとする。
- 4 テーマ型まちづくり協議会の認定期間は，認定の日から4年後の日の属する年度の末日までとする。
- 5 市長は，テーマ型まちづくり協議会から更新の申請があったときは，前項の認定期間を更新することができる。この場合において，更新の申請は，認定期間の末日の3月前までに行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は，前項の規定による更新について準用する。
- 7 条例第23条第5項の規定による届出は，テーマ型まちづくり協議会解散届

(第15号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、テーマ型まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 条例第23条に規定することを目的とする協議会でなくなったと市長が認めるとき。
- (2) 前条第4項の認定期間を経過したとき。
- (3) 前条第7項のテーマ型まちづくり協議会解散届が提出されたとき。
- (4) その他テーマ型まちづくり協議会の認定を取り消すべき事由があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりテーマ型まちづくり協議会の認定を取り消したときは、テーマ型まちづくり協議会認定取消通知書(第16号様式)により通知するものとする。

(テーマ型まちづくり構想の提案)

第13条 条例第24条第1項の規定による提案は、テーマ型まちづくり構想提案書(第17号様式)に必要な書類を添えて行うものとする。

2 条例第24条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 構想の内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。
- (2) 構想の内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。

3 委員会は、テーマ型まちづくり協議会に対し、提案されたテーマ型まちづくり構想の内容について、説明を求めることができる。

(テーマ型まちづくり構想に係る見解)

第14条 市長は、条例第24条第2項による見解を示すときは、テーマ型まちづくり構想に係る見解書(第18号様式)により行うものとする。

(登録及び認定内容の変更)

第14条の2 まちづくりグループ、地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会の登録及び認定内容について、次に掲げる事項に変更があった場合には、変更届出書(第18号の2様式)に必要な書類を添えて速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 代表者の変更
- (2) 構成員名簿の内容の変更
- (3) 活動区域の境界の変更
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による変更は、登録及び認定の条件に影響を及ぼさない範囲のものとする。

(まちづくりへの支援)

第15条 条例第25条の規定による支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、第4号の支援は、地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会に限り適用し、第5号の支援は、地区まちづくり協議会に限り適用するもの

とする。

- (1) 運営費及び活動に要する経費の助成
- (2) まちづくりに関する情報の提供
- (3) まちづくりに関する専門家の派遣
- (4) 土地及び建物の所有者並びに借地権者の情報の提供
- (5) 地区まちづくり構想作成に要する経費の助成
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 その他まちづくりの支援に関することは、市長が別に定める。

(地区計画等の住民提案)

第16条 条例第28条第1項に規定する市長に申し出ることができる地区計画等の住民提案は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地区計画等の住民提案の内容が、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令及び条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に適合していること。
- (2) 地区計画等の住民提案の内容について、当該提案に係る土地の区域内において土地の所有権又は借地権を有する者の2分の1以上の同意が得られていること。
- (3) 地区計画等の住民提案に係る土地の区域内において、当該提案の内容について同意している土地所有者等が所有する土地の地籍と当該土地所有者等が有する借地権の目的となっている土地の地籍との合計が、当該区域内の土地の総地籍と借地権の目的となっている土地の総地籍との合計の2分の1以上であること。

2 条例第28条第2項に規定する書類は、地区計画等原案申出書（第19号様式）とする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出)

第16条の2 条例第31条の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載した意見書に権利を有する土地付近の見取図を添付して行うものとする。

- (1) 提出者の氏名又は名称，住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 地区計画等の名称
- (3) 権利を有する土地の所在地，権利の種類及び面積
- (4) 意見及びその理由

### 第3章 開発等事業

(開発等事業の適用範囲)

第17条 条例第33条第4号に規定する環境に著しい影響を与えるおそれのある土地利用の変更及び工作物の設置等の範囲は、別表第3に定めるところによる。

(開発等事業の届出)

第18条 条例第34条に規定する開発等事業の届出は、開発等事業届出書（第20号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(標識板の設置)

第19条 条例第35条第1項の規定により設置する標識板は、開発等事業標識板（第21号様式）とし、敷地内の近隣住民から見やすい場所に事業の完了又は廃止まで設置するものとする。

2 事業者は、条例第33条第2号に規定する事業を行おうとするときは、前項の標識板に代えて、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号）第5条の規定に基づく標識に説明会に関する事項を加えて用いることができる。

3 条例第35条第2項に規定する標識板設置の報告は、標識板設置報告書（第22号様式）に必要な書類を添えて標識板設置後速やかに市長に提出するものとする。

（説明会の開催）

第20条 事業者は、条例第36条第1項に規定する説明会を行うときは、別表第4に定める最低説明事項のほか、近隣住民との合意形成に必要な事項について可能な限り説明するものとする。

2 前項の説明会を開催しようとするときは、戸別訪問、ポスティング等の方法によりあらかじめ近隣住民に対しその旨を周知するものとする。この場合において、近隣住民以外の者の参加を拒んではならない。

3 前項の規定による周知は、近隣住民のうち住所を有する者及び事業を営む者へは、遅くとも3日前までに行わなければならない。

（事前協議申請書）

第21条 事業者は、条例第37条第1項の規定により事前協議申請書（第23号様式）を提出するときは、条例第33条第1号に該当する行為については別表第5に、同条第2号に該当する行為については別表第6に、同条第3号に該当する行為については別表第7に、同条第4号に該当する行為のうち土地利用の変更については別表第8に、工作物の設置については別表第9に掲げる図書をそれぞれ添付するものとする。

（各課協議）

第22条 市長は、前条に規定する事前協議申請書を受理したときは、原則として受理後14日以内に第3項の表に規定する協議事項を協議するものとする。

2 市長と事業者は、条例第37条第1項に規定する協議で決定した内容について、開発等事業に係る各課協議書（第24号様式）を取り交わすものとする。

3 条例第37条第1項に規定する協議の担当課は、次の表に掲げるとおりとする。

協議事項	担当部署
総合窓口	都市建設部まちづくり推進課
道路及び交通安全に関すること。	都市建設部道路交通課
官民境界に関すること。	都市建設部道路交通課

環境及び自然保護並びに緑化施策に関すること。	環境部環境政策課
公園及び緑地に関すること。	環境部環境政策課
下水道に関すること。	環境部下水道課
清掃に関すること。	環境部清掃課
防犯及び防災に関すること。	総務部安心安全課
埋蔵文化財に関すること。	教育部社会教育課
福祉に関すること。	福祉保健部福祉政策課
住民基本台帳及び住居表示に関すること。	市民生活部市民課
大規模小売店舗の出店に関すること。	市民生活部地域活性課
保育所等の整備に関すること。	子ども家庭部児童育成課
学校施設等の整備及び通学路の安全確保に関すること。	教育部学校教育課

4 前項に掲げるもののほか市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(開発等事業に対する意見及び回答の縦覧)

第23条 条例第38条第5項に規定する事業意見書及び事業回答書の写しの縦覧は、狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第9条の規定による非公開情報を消去した当該書面の写しにより、事業協定締結まで行うものとする。

(事前協議報告書)

第24条 条例第39条第1項の規定により縦覧に供する事前協議報告書（第25号様式）は、事前協議報告書及び事業協定の案とする。

(報告書に対する意見書及び回答書の縦覧)

第25条 条例第40条第3項に規定する協議意見書及び協議回答書の写しの縦覧は、情報公開条例第9条の規定による非公開情報を消去した当該書面の写しにより、2週間行うものとする。

(協定)

第26条 条例第42条第2項に規定する事業協定の縦覧は、当該事業協定の写しにより、当該開発等事業の完了、変更又は廃止まで行うものとする。

(着手届)

第27条 条例第45条の規定により提出する着手届（第26号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（開発等事業の変更）

第28条 条例第46条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表第10に定めるものとする。

2 条例第46条第1項ただし書に規定する届出は、開発等事業変更届（第27号様式）に事業計画書及び第21条の規定により提出した別表第5から別表第9までに掲げる図書のうち変更に係るものを添付するものとする。

3 市長は、条例第46条第3項の規定により事業協定を変更するときは、必要に応じ、変更内容について、事業者と協議するものとする。この場合において、変更内容に関する協議については、第22条の規定を準用する。

（開発等事業の廃止）

第29条 条例第46条の2第1項の規定による届出は、廃止届（第28号様式）により行うものとする。

（完了届）

第30条 条例第47条に規定する届出は、完了届（第29号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、内容を確認し、条例第48条に規定する検査を行う必要がないと認めるときは、開発等事業確認書（第30号様式）を事業者に交付するものとする。

（完了検査）

第31条 市長は、条例第48条に規定する検査を行い事業協定の内容に適合していると認めるときは、検査済証（第31号様式）を事業者に交付するものとする。

2 市長は、条例第48条の規定による検査（以下「完了検査」という。）を行うときは、あらかじめ事業者に通知するものとする。

（大規模土地取引行為の届出等）

第32条 条例第53条第1項の規定による大規模土地取引行為の届出は、大規模土地取引行為届出書（第32号様式）に必要な書類を添付して行うものとする。

2 前項の届出の内容については、条例第54条第1項に規定する助言を行うまでは原則非公開とする。

3 条例第54条第1項の規定にする助言は、大規模土地取引行為の届出に係る助言書（第33号様式）により行うものとする。

（関連性が認められる者）

第33条 条例第53条第2項の規則で定める関連性が認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が適当でないとき、この限りでない。

（1）それぞれが親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社その他これに準ずる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。）をいう。以下同じ。）、子会社等（同条第3号に規定する子会社その他これに準ずる会社等をいう。第47条第1号において同じ。）又



は関連会社等（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社その他これに準ずる会社等をいう。第47条第1号において同じ。）の関係にある者

(2) それぞれが親会社等を同一とするグループ会社の関係にある者

(3) それぞれの役員（業務を執行する社員，取締役，執行役その他これらに準ずる者をいい，監査役を除く。第47条第3号において同じ。）の全部又は一部が重複している者

(4) 前3号に掲げるものに準ずる関係にあると市長が認める者

2 大規模土地所有者等は，市長が必要と認めるときは，その求めに応じ，条例第53条第2項の適用の判断に必要な登記事項証明書，印鑑登録証明書その他の書類を提出しなければならない。

（一の土地取引行為とみなす期間）

第34条 条例第53条第2項に規定する規則で定める期間は，先行する土地取引行為の完了日（不動産登記法（平成16年法律第123号）第11条に規定する登記を行った日をいう。）前又は完了日の翌日から起算して1年以内とする。

（権利取得者による届出）

第35条 条例第55条第1項の規定による大規模土地取引行為の締結の旨の届出は，大規模土地取引行為に係る権利取得届出書（第34号様式）により行うものとする。

（大規模開発等事業構想の届出）

第36条 条例第56条第2項の規定による届出は，大規模開発等事業構想届出書（第35号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 条例第56条第3項の規定による協議は，大規模開発等事業構想事前相談カード（第35号の3様式。以下「相談カード」という。）に必要な書類を添えて市長に提出し，行うものとする。

3 前項の規定により相談カードの提出があったときには，内容を確認の上，次に掲げる事項に該当する場合には，第1項の大規模開発等事業構想届出書の提出及び次条から第46条までの手続を省略できる旨を届出者に通知するものとする。

(1) 地区計画の都市計画決定手続において，当該地での事業の規模，配置，空地等の土地利用について周知しているとき。

(2) その他市長が大規模開発等事業構想の手続が不要と認めるとき。

（大規模開発等事業構想の標識板の設置）

第37条 条例第58条第1項の規定により設置する標識板は，大規模開発等事業構想標識板（第36号様式）とし，敷地内の近隣住民から見やすい場所に条例第35条第1項の規定により設置する標識板の設置又は事業の廃止まで設置するものとする。

2 条例第58条第2項の規定による標識板設置の報告は，大規模開発等事業構想標識板設置報告書（第37号様式）に必要な書類を添えて標識板設置後速やかに市長に提出するものとする。

(大規模開発等事業構想の説明会の開催の通知等)

第38条 条例第59条第1項に規定する説明会の開催の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 大規模開発等事業構想の名称及びその開発区域
- (2) 事業者名等
- (3) 説明会の開催の日時及び場所

2 前項の通知には、大規模開発等事業構想に関する次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 土地利用構想図(施設の配置など基本事項を示す図面)
- (3) 事業構想概要書
- (4) その他市長が認めるもの

(大規模開発等事業構想の説明会の開催の報告)

第39条 条例第59条第3項に規定する説明会の開催の報告は、大規模開発等事業構想説明会開催報告書(第38号様式)の提出により行うものとする。

(大規模開発等事業構想協議)

第40条 事業者は、条例第64条第1項の規定により大規模開発等事業構想協議申請書(第39号様式)を提出するときは、別表第11に掲げる図書を添付するものとする。

(各課協議)

第41条 市長は、大規模開発等事業構想協議申請書を受理したときは、原則として受理後14日以内に当該大規模開発等事業に係る担当課において協議を行うものとする。

2 市長と事業者は、前項に規定する協議で決定した内容について、大規模開発等事業に係る各課協議書(第40号様式)を取り交わすものとする。

(大規模開発等事業構想協議書案の縦覧)

第42条 条例第64条第3項に規定する大規模開発等事業構想協議書(第41号様式)の案の縦覧は、情報公開条例第9条の規定による非公開情報を消去した当該書面の写しにより行うものとする。

(大規模開発等事業構想の変更)

第43条 条例第65条第1項の規定による大規模開発等事業構想の変更の届出は、大規模開発等事業構想変更届(第42号様式)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(大規模開発等事業構想の廃止)

第44条 条例第65条の2第1項の規定による届出は、廃止届により行うものとする。

(大規模開発等事業構想手続完了通知書)

第45条 条例第66条に規定する通知書は、大規模開発等事業構想手続完了通知書(第43号様式)とする。

(小規模開発等事業の届出等)

第46条 条例第67条第2項に規定する届出は、小規模開発等事業届出書（第44号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 条例第67条第3項の規定により設置する標識板は、小規模開発等事業標識板（第45号様式）とし、敷地内の近隣住民から見やすい場所に事業の完了又は廃止まで設置するものとする。この場合において、事業者は、標識板を設置したときは、小規模開発等事業標識板設置報告書（第45号の2様式）に必要な書類を添えて速やかに市長に報告するものとする。

3 条例第69条に規定する通知は、小規模開発等事業適合通知書（第46号様式）により交付するものとする。

4 条例第70条第2項に規定する通知は、事前協議対象事業認定通知書（第47号様式）により交付するものとする。

#### 第4章 雑則

（関連性が認められる事業主）

第47条 条例第72条第3号の規則で定める関連性が認められる事業主は、次の各号のいずれかに該当する事業主とする。ただし、市長が適当でないとき認めるときは、この限りでない。

（1）それぞれが親会社等、子会社等又は関連会社等の関係にある事業主

（2）それぞれが親会社等を同一とするグループ会社の関係にある事業主

（3）それぞれの役員の全部又は一部が重複している事業主

（4）前3号に掲げるものに準ずる関係にあると市長が認める事業主

（一団の土地において2以上のまちづくり案件を行う場合の期間の算定）

第48条 条例第72条に規定する規則で定める期間とは、先に行われた開発等事業、大規模開発等事業又は小規模開発等事業（以下「まちづくり案件」という。）についての第31条の検査済証の交付日又は条例第69条の適合通知書の交付日の翌日から行われるまちづくり案件の条例第34条の開発等事業届出書、条例第56条第2項の大規模開発等事業構想届出書又は条例第67条第2項の小規模開発等事業届出書の提出日までの期間が3年以内のものをいう。ただし、条例第72条第2号の土地所有者が同一であった土地において、相続による場合には、当該相続による所有権移転登記の日から1年以内とする。

（一団の土地において2以上のまちづくり案件を行う場合の特例の判断）

第49条 事業者は、市長が必要と認めるときは、その求めに応じ、条例第72条の適用の判断に必要な、登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の資料を提出しなければならない。

（地位の承継）

第50条 条例第74条第1項から第3項までの規定により地位を承継する者は、地位承継届（第48号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 承継者は、前項の届出の提出から7日以内に敷地内の近隣住民から見やすい場所に地位承継標識板（第49号様式）を2週間設置するものとする。

（勧告）

第51条 条例第76条に規定する勧告は、勧告書（第50号様式）により行うものと

する。

(公表)

第52条 市長は、条例第77条第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ公表通知書(第51号様式)を事業者へ送付しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する公表通知書の送付を受け意見を有するときは、当該通知書の到達の日から2週間以内に意見を記載した書面を市長に提出することができる。

3 条例第77条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を、市掲示板、広報紙、ホームページその他市長が適当と認める方法で掲示するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 開発等事業の位置

(3) 違反の事実

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(命令)

第53条 条例第78条に規定する命令は、命令書(第52号様式)により行うものとする。

(廃止)

第54条 市長は、自己都合により開発等事業の手続が滞っている場合は、事業の廃止を求めることができる。

(委任)

第55条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則(平成16年9月30日規則第35号)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。

付 則(平成18年3月31日規則第20号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。

付 則(平成19年3月30日規則第17号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。

付 則(平成20年3月28日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月31日規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年5月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年10月17日規則第80号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月9日規則第21号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の狛江市まちづくり条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成26年7月29日規則第40号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、既に届出がされた開発事業等については、なお従前の例による。

付 則（平成29年3月31日規則第43号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の規定により作成した様式で、様式が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成31年3月4日規則第12号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和2年3月23日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第40号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第48条の改正規定は、この規則の施行日前に届出を提出している場合には、なお従前の例による。

付 則（令和3年8月2日規則第68号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和4年10月20日規則第63号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条、第21条、第28条、第40条、第48条、別表第2、別表第4及び別表第7から別表第11までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和5年2月13日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月28日規則第34号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

様式

文書の種類	関係条項	様式番号
まちづくりグループ登録（更新）申請書	第4条第1項	第1号様式
まちづくりグループ登録（更新）通知書	第4条第3項	第2号様式
通知書	第4条第3項	第3号様式
まちづくりグループ解散届	第4条第7項	第4号様式
地区まちづくり協議会認定（更新）申請書	第6条第1項	第5号様式
地区まちづくり協議会認定（更新）通知書	第6条第3項	第6号様式
地区まちづくり協議会不認定通知書	第6条第3項	第7号様式
地区まちづくり協議会解散届	第6条第7項	第8号様式
地区まちづくり協議会認定取消通知書	第7条第2項	第9号様式
地区まちづくり構想提案書	第8条第1項	第10号様式
地区まちづくり構想に係る見解書	第9条	第11号様式
テーマ型まちづくり協議会認定（更新）申請書	第11条第1項	第12号様式
テーマ型まちづくり協議会認定（更新）通知書	第11条第3項	第13号様式
テーマ型まちづくり協議会不認	第11条第3項	第14号様式

定通知書		
テーマ型まちづくり協議会解散届	第11条第7項	第15号様式
テーマ型まちづくり協議会認定取消通知書	第12条第2項	第16号様式
テーマ型まちづくり構想提案書	第13条第1項	第17号様式
テーマ型まちづくり構想に係る見解書	第14条	第18号様式
変更届出書	第14条の2第1項	第18号の2様式
地区計画等住民提案申出書	第16条第2項	第19号様式
開発等事業届出書	条例第34条・第18条	第20号様式
開発等事業標識板	条例第35条第1項・第19条第1項	第21号様式
標識板設置報告書	条例第35条第2項・第19条第3項	第22号様式
事前協議申請書	条例第37条第1項・第21条	第23号様式
説明会報告書	条例第37条第1項・第21条	第23号の2様式
事業計画書	条例第37条第1項及び条例第64条第1項・第21条及び第40条	第23号の3様式
開発等事業に係る各課協議書	第22条第2項	第24号様式
事前協議報告書	条例第39条第1項・第24条	第25号様式
着手届	条例第45条・第27条	第26号様式
開発等事業変更届	条例第46条第1項・第28条第2項	第27号様式

廃止届	条例第46条の2第1項・ 第65条の2第1項	第28号様式
完了届	条例第47条・第30条第1 項	第29号様式
開発等事業確認書	第30条第2項	第30号様式
検査済証	第31条第1項	第31号様式
大規模土地取引行為届出書	第32条第1項	第32号様式
大規模土地取引行為の届出に係 る助言書	第32条第3項	第33号様式
大規模土地取引行為に係る権利 取得届出書	第35条	第34号様式
大規模開発等事業構想届出書	条例第56条第2項・第36 条	第35号様式
事業構想概要書	条例第56条第2項・第36 条	第35号の2様式
大規模開発等事業構想事前相談 カード	条例第56条第3項・第36 条第2項	第35号の3様式
大規模開発等事業構想標識板	条例第58条第1項・第37 条第1項	第36号様式
大規模開発等事業構想標識板設 置報告書	条例第58条第2項・第37 条第2項	第37号様式
大規模開発等事業構想説明会開 催報告書	条例第59条第3項・第39 条	第38号様式
大規模開発等事業構想協議申請 書	条例第64条第1項・第40 条	第39号様式
大規模開発等事業に係る各課協 議書	第41条第2項	第40号様式
大規模開発等事業構想協議書	条例第64条第2項	第41号様式



大規模開発等事業構想変更届	条例第65条第1項・第43条	第42号様式
大規模開発等事業構想手続完了通知書	条例第66条・第45条	第43号様式
小規模開発等事業届出書	条例第67条第2項・第46条第1項	第44号様式
小規模開発等事業標識板	条例第67条第3項・第46条第2項	第45号様式
小規模開発等事業標識板設置報告書	第46条第2項	第45号の2様式
小規模開発等事業適合通知書	条例第69条・第46条第3項	第46号様式
事前協議対象事業認定通知書	条例第70条第2項・第46条第4項	第47号様式
地位承継届	条例第74条第1項から第3項まで・第50条第1項	第48号様式
地位承継標識板	条例第74条第4項・第50条第2項	第49号様式
勧告書	条例第76条・第51条	第50号様式
公表通知書	条例第77条第1項・第52条第1項	第51号様式
命令書	条例第78条・第53条	第52号様式

別表第2（第3条関係）

近隣住民の範囲

開発等事業の区分		近隣住民の範囲
条例第33条第1号に規定する行為	事業施行面積が1,000平方メートル（以下「㎡」と表示する。）未満の場合	事業施行区域の境界からの水平距離20メートル（以下「m」と表示する。）の範囲内において住所を有する者，事業を営む者，土地を所有する者又は建物の全部若しくは一部を所有する者（以下「住

		所を有する者等」という。)
	事業施行面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合	次のいずれかに該当する者をいう。 (1)事業施行区域の境界からの水平距離20mの範囲内において住所を有する者等 (2)工事車両が通行する幅員6m未満の道路の沿道において住所を有する者及び事業を営む者
	事業施行面積が3,000㎡以上の場合	次のいずれかに該当する者をいう。 (1)事業施行区域の境界からの水平距離50mの範囲内において住所を有する者等 (2)工事車両が通行する幅員6m未満の道路の沿道において住所を有する者及び事業を営む者
条例第33条第2号に規定する行為	延べ床面積が1,000㎡未満の場合	建築物の敷地境界からの水平距離が当該建築物の高さの2倍の範囲内において住所を有する者等
	延べ床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合	次のいずれかに該当する者をいう。 (1)建築物の敷地境界からの水平距離が当該建築物の高さの2倍の範囲内において住所を有する者等 (2)工事車両が通行する幅員6m未満の道路の沿道において住所を有する者及び事業を営む者
	延べ床面積が3,000㎡以上の場合	次のいずれかに該当する者をいう。 (1)建築物の敷地境界からの水平距離が当該建築物の高さの2倍又は50mのうち大きい範囲内において住所を有する者等 (2)工事車両が通行する幅員6m未満の道路の沿道において住所を有する者及び事業を営む者
条例第33条第3号に規		事業施行区域の境界からの水平距離20mの範囲内において住所を有する者等

定する行為		
条例第33条第4号に規定する行為	土地利用の変更の場合	当該土地の境界からの水平距離が20mの範囲内において住所を有する者等
	工作物の設置の場合	当該工作物を設置する土地の境界からの水平距離が当該工作物の高さの2倍の範囲内において住所を有する者及び事業を営む者
条例第56条第1項各号に該当する行為		建築物の敷地境界からの水平距離が当該建築物の高さの2倍の範囲内において住所を有する者等

別表第3（第17条関係）

土地利用の変更及び工作物の設置等の範囲

区分	内容	規模
土地利用の変更等	宅地（現状と異なる主要用途（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に定めるもの）への変更を含む。）	事業施行面積500㎡以上
	駐車場	事業施行面積500㎡以上又は40台以上
	墓所	事業施行面積500㎡以上
	廃棄物施設（中間処理施設を含む。）	事業施行面積500㎡以上
	動物飼育施設	事業施行面積500㎡以上
	電力施設	事業施行面積500㎡以上
工作物の設置等	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項各号に該当するもの	建築基準法施行令の例による
その他	市長が特に必要と認めるもの	

別表第4（第20条関係）

最低説明事項

開発等事業の区分	最低説明事項
条例第33条第1号又は第3号に規定する行為	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置</li> <li>2 区域</li> <li>3 事業内容（事業施行面積，切土盛土に関する事，道路に関する事，区画数，区画割，最大最小区画面積）</li> <li>4 工事車両経路</li> <li>5 工事期間</li> <li>6 事業者</li> <li>7 工事施行者</li> <li>8 事業者及び工事施行者の連絡先</li> <li>9 地域環境への貢献</li> </ol>
条例第33条第2号に規定する行為	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置</li> <li>2 区域</li> <li>3 事業内容（事業施行面積，建物用途，建築物の規模，配置，戸数，一戸あたり面積，計画人口，空地及び緑化に関する事，日影に関する事。）</li> <li>4 工事車両経路</li> <li>5 工事期間</li> <li>6 事業者</li> <li>7 工事施行者</li> <li>8 事業者及び工事施行者の連絡先</li> <li>9 地域環境への貢献</li> </ol>

		10 管理に関すること。
条例第33条第4号 に規定する行為	土地利用の変更 の場合	1 位置 2 区域 3 事業内容（事業施行面積，事業内容，建築物に関すること，工作物に関すること。） 4 工事車両経路 5 工事期間 6 事業者 7 工事施行者 8 事業者及び工事施行者の連絡先 9 地域環境への貢献
	工作物の設置の 場合	1 位置 2 区域 3 事業内容（事業施行面積，工作物の内容，規模） 4 工事車両経路 5 工事期間 6 事業者 7 工事施行者 8 事業者及び工事施行者の連絡先 9 地域環境への貢献

別表第5（第21条・第28条関係）

事前協議申請書添付図書（条例第33条第1号に該当する行為のうち，宅地に係る行為）

種類	提出部数
----	------

事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状（ただし、事業主が手続を行う場合は除く。）※実印を押印	2部
位置図（案内図）	11部
区域図（公図の写し）	5部
現況図（既存樹木を表示したもの）	5部
求積図	11部
土地利用計画図	11部
排水施設平面図，断面図	4部
給水施設平面図	4部
浸透量計算書	3部
外構，植栽図	5部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書（全部事項証明書）※原本を提出	1部
印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書（事業者が法人の場合）※原本を提出	1部
同意・協議申請書（都市計画法第32条の公共施設の管理者の同意等がある場合。以下この表において同じ。）	1部
公共施設一覧表	7部
公共施設管理者等に関する図面	7部
協議書※実印を押印	2部

同意書（土地所有者が事業者と異なる場合）	1部
----------------------	----

別表第6（第21条・第28条関係）

事前協議申請書添付図書（条例第33条第2号に該当する行為）

種類	提出部数
事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状（ただし、事業主が手続を行う場合は除く。）※実印を押印	2部
位置図（案内図）	11部
区域図（公図の写し）	5部
既存建物配置図（既存樹木を表示したもの）	3部
実測図（求積図）	3部
配置図	11部
各階平面図	5部
延べ床面積表	2部
排水施設平面図	5部
給水施設平面図	5部
立面図	3部
断面図	3部
日影図	2部
浸透量計算書	3部
外構、植栽図	5部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書（全部事項証明書）※原本を提出	1部

印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書（事業者が法人の場合）※原本を提出	1部
同意書（土地所有者が事業者と異なる場合）	1部

別表第7（第21条・第28条関係）

事前協議申請書添付図書（条例第33条第3号に該当する行為）

種類	提出部数
事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状（ただし、事業主が手続を行う場合は除く。）※実印を押印	2部
位置図（案内図）	11部
区域図（公図の写し）	5部
現況図（既存樹木を表示したもの）	5部
求積図	11部
土地利用計画図	11部
排水施設平面図，断面図	4部
給水施設平面図	4部
浸透量計算書	3部
外構，植栽図	5部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書（全部事項証明書）※原本を提出	1部
印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書（事業者が法人の場合）※原本を提出	1部



同意書（土地所有者が事業者と異なる場合）	1部
----------------------	----

別表第8（第21条・第28条関係）

事前協議申請書添付図書（条例第33条第4号に該当する行為のうち工作物の設置等を除く土地利用の変更等）

種類	提出部数
事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状（ただし、事業主が手続を行う場合は除く。）※実印を押印	2部
位置図（案内図）	11部
区域図（公図の写し）	5部
現況図（既存樹木を表示したもの）	5部
求積図	11部
土地利用計画図	11部
各階平面図（建築行為の場合）	5部
延べ床面積表（建築行為の場合）	2部
給水施設平面図	4部
排水施設平面図，断面図	4部
立面図（建築行為の場合）	3部
日影図（建築行為の場合）	2部
浸透量計算書	3部
外構，植栽図	5部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書（全部事項証明書）※原本を提出	1部

印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書（事業者が法人の場合）※原本を提出	1部
同意書（土地所有者が事業者と異なる場合）	1部

別表第9（第21条・第28条関係）

事前協議申請書添付図書（条例第33条第4号に該当する行為のうち工作物の設置等）

種類	提出部数
事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状（ただし、事業主が手続を行う場合は除く。）※実印を押印	2部
位置図（案内図）	11部
区域図（公図の写し）	5部
現況図	5部
設計図	11部
立面図	4部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書（全部事項証明書）※原本を提出	1部
印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書（事業者が法人の場合）※原本を提出	1部

別表第10（第28条関係）

軽微な変更

開発等事業の区分	内容
条例第33条第1号又は第3号に規定する行	都市計画法施行規則（昭和44年

為		建設省令第49号) 第28条の4各号に該当するもの
条例第33条第2号に規定する行為		建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) 第3条の2第1項各号に該当するもの
条例第33条第4号に規定する行為	土地利用の変更	規模が減少するもの
	工作物の設置	

別表第11(第40条関係)

大規模開発等事業構想協議申請書添付図書

種類	提出部数
事業計画書	10部
説明会報告書	2部
位置図(案内図)	10部
区域図(公図の写し)	5部
土地利用構想図(施設の配置など基本事項を示す図面)	10部
事業構想概要書	10部
委任状(※実印を押印)	2部
印鑑登録証明書※原本を提出	1部
代表者事項証明書(事業者が法人の場合)※原本を提出	1部
その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める部数

備考

土地利用構想図に代えて、設計図を添付することは可とする。  
第1号様式から第52号様式まで(省略)

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

団体の名称

代表者 住所

氏名

まちづくりグループ登録（更新）申請書

狛江市まちづくり条例第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

団体の名称	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域 (活動区域が定められている場合)	

添付書類

- 団体の代表者及び構成員の氏名並びに住所を記載した名簿
- 団体の活動区域を示す図面（活動区域が定められている場合）
- その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

まちづくりグループ登録（更新）通知書

年 月 日付けで申請のあったグループについて、狛江市まちづくり条例第13条第2項の規定により、下記のとおり登録（更新）しましたので通知します。

記

団体の名称	
代表者氏名	
登録期間	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域	*活動区域を定めている場合

第3号様式（第4条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

通知書

年 月 日付けで届出のあったグループについて、下記の理由によりまちづくりグループとして登録しないこととしましたので通知します。

記

登録しない理由	
---------	--

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

団体の名称  
代表者 住所  
氏名

まちづくりグループ解散届

狛江市まちづくり条例第13条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

団体の名称	
解散理由	
解散年月日	

第4号様式の2（第5条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

まちづくりグループ登録取消通知書

年 月 日付で登録したグループについて、下記の理由により登録を取り消したので通知します。

記

取消年月日	
理由	



狛江市長 宛て

団体の名称  
代表者 住所  
氏名

地区まちづくり協議会認定（更新）申請書

狛江市まちづくり条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

協議会の名称	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域	

添付書類

- 団体の代表者及び構成員の氏名並びに住所を記載した名簿
- 団体の活動区域を示す図面
- 団体の会則
- その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第6条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり協議会認定（更新）通知書

年 月 日付けで申請のあった協議会について、狛江市まちづくり条例第14条第2項により、下記のとおり認定（更新）しましたので通知します。

記

協議会の名称	
代表者氏名	
認定期間	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域	

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり協議会不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった協議会について、下記の理由により地区まちづくり協議会として認定しないこととしましたので通知します。

記

認定しない理由	
---------	--

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

団体の名称  
代表者 住所  
氏名

地区まちづくり協議会解散届

狛江市まちづくり条例第14条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

団体の名称	
解散理由	
解散年月日	

第9号様式（第7条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり協議会認定取消通知書

年 月 日付で認定した協議会について、下記の理由により認定を取り消したので通知します。

記

取消年月日	
理由	

狛江市長 宛て

団体の名称  
代表者 住所  
氏名

地区まちづくり構想提案書

狛江市まちづくり条例第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり提案します。

記

構想の名称	
位置及び面積	
提案理由	
構想の内容	

添付書類

- 構想の対象となる地区を表した図面
- 地区住民に対して行った説明及び意見聴取の内容を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類

第 11 号様式（第 9 条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり構想に係る見解書

年 月 日付けで提案のあった地区まちづくり構想について，狛江市まちづくり条例第 15 条第 2 項の規定により，下記のとおり見解を示しましたので通知します。

記

構想の名称	
位置及び面積	
市の見解	

狛江市長 宛て

団体の名称  
代表者 住所  
氏名

テーマ型まちづくり協議会認定（更新）申請書

狛江市まちづくり条例第 23 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

協議会の名称	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域	*活動区域を定めている場合

添付書類

- 団体の代表者及び構成員の氏名並びに住所を記載した名簿
- 団体の会則
- 団体の活動区域を示す図面（活動区域を定めている場合）
- その他市長が必要と認める書類



第 13 号様式（第 11 条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

テーマ型まちづくり協議会認定（更新）通知書

年 月 日付けで申請のあった協議会について、狛江市まちづくり条例第 23 条第 2 項の規定により、下記のとおり認定（更新）しましたので通知します。

記

協議会の名称	
代表者氏名	
認定期間	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域	*活動区域を定めている場合

第 14 号様式（第 11 条関係）

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

テーマ型まちづくり協議会不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった協議会について、下記の理由により認定しないこととしましたので通知します。

記

認定しない理由	
---------	--

第 15 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

団体の名称  
代表者 住所  
氏名

テーマ型まちづくり協議会解散届

狛江市まちづくり条例第 23 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

協議会の名称	
解散理由	
解散年月日	

第 16 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

様

狛江市長

テーマ型まちづくり協議会認定取消通知書

年 月 日付けで認定した協議会について、下記の理由により認定を取り消したので通知します。

記

取消年月日	
理由	

狛江市長 宛て

団体の名称  
代表者 住所  
氏名

テーマ型まちづくり構想提案書

狛江市まちづくり条例第 24 条第 1 項の規定により、下記のとおり提案します。

記

構想の名称	
提案理由	
構想の内容	
位置・区域	*位置・区域を定めている場合

添付書類

- 構想の対象となる位置・区域を表した図面（位置・区域を定めている場合）
- 市長が必要と認める書類

第 18 号様式（第 14 条関係）

年 月 日

様

狛江市長

テーマ型まちづくり構想に係る見解書

年 月 日付けで提案のあったテーマ型まちづくり構想について、狛江市まちづくり条例第 24 条第 2 項の規定により、下記のとおり見解を示しましたので通知します。

記

構想の名称	
市の見解	

第 18 号様式の 2 (第 14 条の 2 関係)

年 月 日

狛江市長 宛て

団体の名称

代表者 住所

氏名

変更届出書

狛江市まちづくり条例施行規則第 14 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり届け  
出ます。

記

変更の内容	
-------	--

添付書類

変更した内容が分かる書類

狛江市長 宛て

（申出者）

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

地区計画等住民提案申出書

狛江市まちづくり条例第 28 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し出ます。

申出区分	(1) 地区計画等に関する都市計画の決定 (2) 地区計画等に関する都市計画の変更 (3) 地区計画等の案の内容となるべき事項
地区計画等の 名称	
位置・区域	
面積	
申出の内容	
申出の理由	

添付書類

- 地区計画等の住民提案の申出に係る土地の区域内の土地所有者等の同意のあることが確認できる書類
- 地区計画等の住民提案の申出に係る土地の区域が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類



○地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱

平成15年9月5日要綱第68号

改正

平成16年9月30日要綱第65号  
平成18年3月31日要綱第32号  
平成19年3月30日要綱第34号  
平成23年3月25日要綱第21号  
平成27年3月31日要綱第42号  
平成28年3月31日要綱第47号  
平成31年3月4日要綱第11号  
令和3年3月31日要綱第52号  
令和3年8月2日要綱第122号  
令和5年2月13日要綱第13号  
令和5年3月28日要綱第56号

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狛江市まちづくり条例施行規則（平成15年規則第43号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づく地区まちづくり協議会等への支援について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において地区まちづくり協議会等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）第13条に規定するまちづくりグループ
- (2) 条例第14条に規定する地区まちづくり協議会
- (3) 条例第23条に規定するテーマ型まちづくり協議会

(助成対象等)

第3条 規則第15条第1項第1号に規定する運営費及び活動に要する経費並びに同項第5号に規定する地区まちづくり構想作成に要する経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 運営費及び活動に要する経費 調査費，印刷費，通信費等
- (2) 地区まちづくり構想作成に要する経費 地区まちづくり構想作成の支援を第15条に規定する地区まちづくり構想作成支援専門家に委託する費用等

2 助成金の額は、予算の範囲内で次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営費及び活動に要する経費の助成
  - ア まちづくりグループ 上限4万円
  - イ テーマ型まちづくり協議会 上限5万円
  - ウ 地区まちづくり協議会 上限10万円
- (2) 地区まちづくり構想作成に要する経費の助成 上限100万円

3 前項第1号に規定する助成期間は、原則として次に掲げる期間を限度に単年度ごとに助成する。

- (1) まちづくりグループ 3年
  - (2) 地区まちづくり協議会 5年
  - (3) テーマ型まちづくり協議会 5年
- 4 第2項第2号に規定する助成金は、連続する2年度にわたって分割して助成することができる。
- 5 第2項第2号に規定する助成金の助成対象となる地区まちづくり協議会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 地区まちづくり構想の作成に当たり、第15条の規定による地区まちづくり構想作成支援専門家の支援を必要としていること。
  - (2) 活動内容が条例第6条に規定するまちづくりに関する施策等と整合していること。
  - (3) 活動内容が特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
  - (4) 過去に第2項第2号に規定する助成金の交付を受けていないこと。ただし、連続する2年度にわたって分割して同助成金の交付を受ける場合は、この限りでない。
- (助成金の交付申請)
- 第4条 地区まちづくり協議会等又は地区まちづくり協議会が前条第2項に規定する助成金の交付を受けようとするときは、地区まちづくり協議会等助成金交付申請書(第1号様式)必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (助成金の交付決定)
- 第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかに審査し、助成すると決定したときは地区まちづくり協議会等助成金交付決定通知書(第2号様式)により、助成しないことと決定したときは地区まちづくり協議会等助成金不交付決定通知書(第3号様式)により地区まちづくり協議会等に通知するものとする。
- (助成金の請求)
- 第5条の2 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、地区まちづくり協議会等助成金請求書(第4号様式)により市長に請求するものとする。ただし、第3条第2項第2号に規定する助成金の交付決定の通知を受けた者は、第7条の規定により地区まちづくり協議会等助成金額が確定した後に市長に請求するものとする。
- (実績報告)
- 第6条 地区まちづくり協議会等は、事業が完了したとき又は支援の決定に係る年度が終了したときは、速やかに地区まちづくり協議会等実績報告書(第5号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (助成金の額の確定)
- 第7条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査した上で助成金の額を確定し、地区まちづくり協議会等助成金額確定通知書(第6号様式)により地区まちづくり協議会等に通知するものとする。この場合において、助成金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて地区まちづくり協議会

等に返還を請求するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第8条 市長は、地区まちづくり協議会等が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反して助成金を使用したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、地区まちづくり協議会等助成金交付決定取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(助成金の経理等)

第9条 地区まちづくり協議会等は、助成事業に係る経理について、収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(まちづくり専門家の派遣)

第10条 規則第15条第1項第3号に規定するまちづくりに関する専門家(以下「専門家」という。)の派遣を受けようとする地区まちづくり協議会等は、まちづくり専門家派遣申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請がなくとも地区まちづくり協議会等へ専門家を派遣することができる。この場合において、専門家の派遣に要する費用負担は第12条に規定するとおりとする。

- (1) 条例第8条に規定する狛江市まちづくり委員会から専門家派遣に関する意見が付されたとき。
- (2) 地区まちづくり構想又はテーマ型まちづくり構想の提案に際し、当該地区まちづくり協議会等の活動状況等を確認した上で、当該提案内容の意見交換、地区内の合意形成等を更に行う必要があると市長が認めるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

3 地区まちづくり協議会等への派遣の回数は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会への派遣は、年4回を限度とする。
- (2) まちづくりグループへの派遣は、年4回を限度とする。

(派遣の決定等)

第11条 市長は、前条第1項に規定する申請に基づき、専門家の派遣が適当と認めるときは、まちづくり専門家派遣決定通知書(第9号様式)により地区まちづくり協議会等に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により地区まちづくり協議会等へ専門家を派遣するときは、まちづくり専門家派遣通知書(第9号の2様式)により、地区まち

づくり協議会等に通知するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により専門家を派遣するときは、第14条に規定する専門家として登録された者の中からまちづくり専門家派遣依頼書（第10号様式）により、依頼するものとする。

（費用負担）

第12条 前条第1項又は第2項の規定により派遣された専門家の派遣に要する費用は、市長が別に定めるものとし、それらに係る費用は市の負担とする。ただし、市が負担する費用以外の費用については、当該地区まちづくり協議会等の負担とする。

（活動状況報告）

第13条 市長は、必要と認める場合には、派遣した専門家に活動状況の報告を求めることができる。

- 2 第11条第1項の規定により専門家の派遣を受けた地区まちづくり協議会等は、まちづくり専門家派遣実績報告書（第11号様式）及びその他必要な書類を市長に提出しなければならない。

（まちづくり専門家の登録）

第14条 専門家の登録を受けようとする者は、まちづくり専門家登録申請書（第12号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、登録することと決定したときは、まちづくり専門家登録決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、登録した専門家が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとし、登録を取り消したときは、まちづくり専門家登録取消通知書（第14号様式）により通知する。

（1） 辞退の申出があった場合

（2） その他市長が適当でないと認める場合

（地区まちづくり構想作成支援専門家の登録）

第15条 第3条第2項第2号に規定する助成金の交付を受ける地区まちづくり協議会に対して地区まちづくり構想の作成を支援する者は、地区まちづくり構想作成支援専門家の登録を受けなければならない。

- 2 地区まちづくり構想作成支援専門家の登録を受けようとする者は、地区まちづくり構想作成支援専門家登録申請書（第15号様式）により、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、登録することと決定したときは、地区まちづくり構想作成支援専門家登録決定通知書（第16号様式）により通知するものとする。
- 4 市長は、登録した地区まちづくり構想作成支援専門家が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとし、登録を取り消したときは、地区まちづくり構想作成支援専門家登録取消通知書（第17号様式）により通知する。

- (1) 辞退の申出があった場合
- (2) その他市長が適当でないと認める場合  
(地権者情報の提供)

第16条 規則第15条第1項第4号に規定する土地及び建物の所有者並びに借地権者の情報（以下「地権者情報」という。）の提供を受けようとする地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、地権者情報提供申請書（第18号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を確認し地権者情報の提供の承認又は不承認を決定し、地権者情報提供承認通知書（第19号様式）又は地権者情報提供不承認通知書（第20号様式）により協議会に通知するものとする。
- 3 協議会は、提供された地権者情報を提供期間を超えて使用する場合は、提供期間が終了するまでに地権者情報継続使用届出書（第21号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 協議会は、提供された地権者情報を当該協議会における活動以外に使用してはならない。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、地権者情報の使用状況に関し、協議会から報告を求めることができる。
- 6 市長は、協議会が第4項の規定に違反したときは、速やかに地権者情報の返還を命ずるものとする。この場合において、地権者情報の返還を命ぜられた協議会は、以後、この要綱による支援を受けることができないものとする。

(地権者情報提供の実績報告)

第17条 協議会は、前条第2項の規定により提供された地権者情報の使用を完了したときは、速やかに地権者情報提供実績報告書（第22号様式）に必要な書類を添えて市長に対して提出し、地権者情報を返還しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成16年9月30日要綱第65号）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日要綱第32号）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成19年3月30日要綱第34号）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の調整を

加え、なお使用することができる。

付 則（平成23年3月25日要綱第21号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日要綱第42号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日要綱第47号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年3月4日要綱第11号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日要綱第52号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和3年4月1日から施行する。

(1) (略)

(2) 第9条中地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第10条第2項第2号の改正規定

(3)～(6) (略)

付 則（令和3年8月2日要綱第122号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和5年2月13日要綱第13号）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和5年3月28日要綱第56号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式から第19号様式まで（省略）

年 月 日

狛江市長 宛て

名称 .....

代表者住所 .....

代表者氏名 .....

電話番号 ..... ( ) .....

地区まちづくり協議会等助成金交付申請書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 申請する助成金

運営費及び活動に要する経費 ・ 地区まちづくり構想作成に要する経費

2 交付年度 年度（ 年目）

3 交付申請額 円

4 活動概要

5 助成金の使途

6 添付書類

(1) 収支予算書

(2) 年間活動予定表

(3) 委託予定者に関する情報が分かるもの（地区まちづくり構想作成に要する経費のみ）

(4) 委託費に係る見積書（地区まちづくり構想作成に要する経費のみ）

(5) 委託費に係る仕様書（地区まちづくり構想作成に要する経費のみ）

(6) その他市長が必要と認める書類

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり協議会等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金について、地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり助成金の交付を決定したので通知します。

記

1 名称

2 決定した助成金

運営費及び活動に要する経費 ・ 地区まちづくり構想作成に要する経費

3 交付年度 年度（ 年目）

4 交付決定額 円



狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり協議会等助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金について、審査の結果、下記の理由で地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第5条の規定により助成金を交付しないことと決定したので通知します。

記

1 交付しない助成金

運営費及び活動に要する経費 ・ 地区まちづくり構想作成に要する経費

2 理由

年 月 日

狛江市長 宛て

名称 .....

代表者氏名 .....

地区まちづくり協議会等助成金請求書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定を受けた助成金  
について地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第5条の2の規定により、下記  
のとおり請求します。

記

1 請求する助成金

運営費及び活動に要する経費 ・ 地区まちづくり構想作成に要する経費

2 請求額 円

3 振込先

振込先金融機関名（フリガナ）		
	銀行	
	信金・信組	本店
	農協	支店
口座名義（フリガナ）	普通 当座 貯蓄 その他	口座番号

代表者名義の口座を記入ください

年 月 日

狛江市長 宛て

名称 .....

代表者住所 .....

代表者氏名 .....

電話番号 ..... ( ) .....

地区まちづくり協議会等実績報告書

年 月 日付け狛 発第 号で交付決定を受けた助成金  
について、地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第6条の規定により、下記の  
とおり（ 事業実施状況・助成事業完了 ）を報告します。

記

1 交付経費

運営費及び活動に要する経費 ・ 地区まちづくり構想作成に要する経費

2 交付年度 年度

3 交付決定額 円

4 活動内容

5 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 領収証の写し（日付の分かるもの）
- (3) 委託費請求書の写し（地区まちづくり構想作成に要する経費のみ）
- (4) 委託に係る成果品（地区まちづくり構想作成に要する経費のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり協議会等助成金額確定通知書

年 月 日付けで報告のありました助成金について、地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり助成金額を確定したので通知します。

記

- 1 確定した助成金  
運営費及び活動に要する経費 ・ 地区まちづくり構想作成に要する経費
- 2 交付年度 年度
- 3 交付確定額 円

狛 第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり協議会等助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号により通知した助成金について、地区まちづくり協議等への支援に関する要綱第8条第1項の規定により、助成金の交付決定を取り消したので通知します。

- 1 協議会等の名称
- 2 決定した助成金  
運営費及び活動に要する経費 ・ 地区まちづくり構想作成に要する経費
- 3 交付年度
- 4 交付決定額
- 5 取消金額
- 6 取消の理由等

年 月 日

狛江市長 宛て

名称 .....

代表者住所 .....

代表者氏名 .....

電話番号 ..... ( ) .....

まちづくり専門家派遣申請書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第10条第1項の規定により、まちづくり専門家の派遣を下記のとおり申請します。

記

1 派遣を受ける目的及び内容

2 派遣希望日時 年 月 日  
午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

3 派遣希望場所

4 派遣を希望するまちづくり専門家

- (1) 第1希望
- (2) 第2希望
- (3) 第3希望

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

まちづくり専門家派遣通知書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第11条第2項の規定により、下記のとおりまちづくり専門家を派遣するので通知します。

記

- (1) 派遣日時 年 月 日  
午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
- (2) 派遣場所
- (3) 派遣するまちづくり専門家
- (4) まちづくり専門家が行う業務
- (5) 派遣する理由

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

まちづくり専門家派遣決定通知書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 派遣します

- (1) 派遣日時 年 月 日  
午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
- (2) 派遣場所
- (3) 派遣するまちづくり専門家
- (4) まちづくり専門家が行う業務
- (5) 派遣する理由

2 派遣しません

理由



狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

まちづくり専門家派遣依頼書

まちづくり専門家の派遣を決定しましたので、地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 11 条第 3 項の規定により下記のとおり依頼します。

記

- 1 派遣日時                    年    月    日  
                                 午前・午後   時   分から   午前・午後   時   分まで
- 2 派遣場所
- 3 業務の内容

年 月 日

狛江市長 宛て

名称 .....

代表者住所 .....

代表者氏名 .....

電話番号 ..... ( ) .....

まちづくり専門家派遣実績報告書

年 月 日付け狛 発第 号で決定を受けたまちづくり  
専門家により得られた成果について、地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第  
13 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣日時 年 月 日  
午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
- 2 派遣場所
- 3 成果

年 月 日

狛江市長 宛て

氏 名 .....

住 所 .....

電話番号 ..... ( ) .....

まちづくり専門家登録申請書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおりまちづくり専門家として登録を申請します。

記

1 専門分野

- 都市計画
- 建築設計
- 都市景観・デザイン
- その他 ( )

2 経歴等

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

まちづくり専門家登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたまちづくり専門家の登録について、地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 登録します。
  - (1) 登録番号
  - (2) 登録年月日
  
- 2 登録しません。

理由

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

まちづくり専門家登録取消通知書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 14 条第 3 項の規定により、下記のとおりまちづくり専門家の登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 取消年月日
- 2 取消理由

年 月 日

狛江市長 宛て

氏 名 .....

住 所 .....

電話番号 ..... ( ) .....

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者氏名を記入してください。)

地区まちづくり構想作成支援専門家登録申請書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり地区まちづくり構想作成支援専門家として登録を申請します。

記

1 専門分野

- 都市計画
- 建築設計
- 都市景観・デザイン
- その他 ( )

2 業務経歴

3 保有資格

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり構想作成支援専門家登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地区まちづくり構想作成支援専門家の登録について、地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 15 条第 3 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 登録します
  - (1) 登録番号
  - (2) 登録年月日
  
- 2 登録しません  
理由

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地区まちづくり構想作成支援専門家登録取消通知書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり地区まちづくり構想作成支援専門家の登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 取消年月日
- 2 取消理由



狛江市長 宛て

名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号 ( )

### 地権者情報提供申請書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 16 条第 1 項の規定により、下記のとおり地権者情報の提供を申請します。

#### 記

1 地権者情報の提供を受けて行う活動の目的

2 提供を希望する地番

3 提供希望期間

年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 活動計画書
- (2) 提供を希望する地番一覧表
- (3) その他市長が必要と認める書類

様

狛江市長

地権者情報提供承認通知書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり地権者情報を提供することを決定したので、通知します。

記

1 提供期間

年 月 日～ 年 月 日

2 提供する地番

3 提供条件

- (1) 協議会の活動の目的以外で使用しないこと。
- (2) 地権者情報を使用する際には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守すること。
- (3) 地権者情報の使用を完了したときは、速やかに地権者情報提供実績報告書（第 22 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、必ず地権者情報を返還すること。
- (4) 地権者情報を提供期間を超えて使用する場合は、地権者情報継続使用届出書（第 21 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出すること。

狛 発第 号  
年 月 日

様

狛江市長

地権者情報提供不承認通知書

地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり地権者情報を提供しないことを決定したので、通知します。

記

理由

年 月 日

狛江市長 宛て

名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号 ( )

### 地権者情報継続使用届出書

年 月 日付け狛 発第 号で提供された地権者情報について，地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 16 条第 3 項の規定により，下記のとおり継続して使用することを届け出ます。

### 記

1 地権者情報の使用実績

2 継続して使用する理由

3 継続して使用する期間

年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

(1) 活動計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

狛江市長 宛て

名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号 ( )

### 地権者情報提供実績報告書

年 月 日付け狛 発第 号により決定した地権者情報の提供について、  
地区まちづくり協議会等への支援に関する要綱第 17 条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

#### 記

##### 1 地権者情報の使用実績

##### 2 添付書類

- (1) 提供を受けた地権者情報を使用して作成した資料等
- (2) その他市長が必要と認める書類

○地区まちづくり協議会等の認定等に関する運用基準

令和2年3月31日市長決裁

改正

令和3年3月31日市長決裁

地区まちづくり協議会等の認定等に関する運用基準

(目的)

第1条 この基準は、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）第13条第1項に規定するまちづくりグループ、条例第14条第1項に規定する地区まちづくり協議会及び条例第23条第1項に規定するテーマ型まちづくり協議会（以下「地区まちづくり協議会等」という。）の登録及び認定並びに条例第15条第1項に規定する地区まちづくり構想及び条例第24条第1項に規定するテーマ型まちづくり構想の提案に関し、狛江市まちづくり条例施行規則（平成15年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いられる用語の意義は、条例及び規則に定めるところによる。

(まちづくりグループの登録)

第3条 規則第4条第1項に規定する、まちづくりグループ登録（更新）申請書に必要な書類（添付書類）は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した名簿
  - ア 団体の代表者並びに構成員の氏名、住所及び連絡先
  - イ 団体を構成する市民等のうち、土地及び建物所有者、市内で事業を営む者並びに市内の在勤者又は在学者は、その所在地
- (2) 自治会、町会等の区域に配慮した団体の活動区域を示す図面（活動区域を定めている場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類として、会則又は規約
- (4) 更新の場合は、活動実績及び活動予定が分かるもの

(まちづくりグループ登録の基準)

第4条 規則第4条第2項第3号に規定する活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものとは、次のとおりとする。

- (1) 特定の事業等に反対を掲げる活動
- (2) 一部の者の利益を図ることを目的とする活動
- (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする活動
- (4) 公益を害する、又は害するおそれのある活動
- (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする活動

(地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会の認定)

第5条 規則第6条第1項に規定する地区まちづくり協議会認定（更新）申請書及び規則第11条第1項に規定するテーマ型まちづくり協議会認定（更新）申請書に必要な書類（添付書類）は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した名簿
  - ア 団体の代表者及び構成員の氏名並びに住所
  - イ 団体の代表者は，連絡先の電話番号及びメールアドレス
  - ウ 団体を構成する市民等のうち，土地及び建物所有者，市内で事業を営む者並びに市内の在勤者又は在学者は，その所在地
- (2) 自治会，町会等の区域に配慮した団体の活動区域を示す図面
- (3) 次に掲げる事項を記載した会則
  - ア 名称，団体の所在地，代表者及び構成員
  - イ 団体の活動目的
  - ウ 意思決定の方法
  - エ 団体に所属していない地区住民の当該団体への加入保障規定
- (4) その他市長が必要と認める書類として次に掲げる事項を記載した活動報告書
  - ア 団体の設立経緯
  - イ 活動経過及び今後の活動スケジュール
  - ウ これまでの活動による成果等
  - エ 他の関係する団体等との調整等の状況

(地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会の認定の基準)

第6条 規則第6条第2項第4号及び規則第11条第2項第3号に規定する活動の目的及び内容が，特定の者に利害を及ぼすものとは，次のとおりとする。

- (1) 特定の事業等に反対を掲げる活動
- (2) 一部の者の利益を図ることを目的とする活動
- (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする活動
- (4) 公益を害する，又は害するおそれのある活動
- (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする活動

2 規則第6条第2項第7号の規定については，次に掲げる事項について，説明及び意見聴取を行うものとする。

- (1) 活動内容を示した広報誌等の発行，アンケートの配布及び回収等の状況，回覧場所，配布先等
- (2) 地区住民等からの意見聴取の方法並びにその結果，意見の内容及びその意見への対応状況
- (3) 賛否を問うアンケートを行った場合，賛成した者の数及び賛成しない者の各意見

3 団体は，前項の説明及び意見聴取において反対がある場合は，地区住民等への対応が確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(地区まちづくり構想の提案)

第7条 規則第8条第1項に規定する，地区まちづくり構想提案書に必要な書類(添付書類)は，次のとおりとする。

- (1) 自治会，町会等の区域に配慮した構想の対象となる地区を表した図面
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類

- ア 地区住民に対して行った説明及び意見聴取の内容
  - イ 活動内容を示した広報誌等の発行，アンケートの配布，回収等の状況
  - ウ 地区住民等からの意見聴取の方法並びにその結果，意見の内容及びその意見への対応状況
  - エ 賛否を問うアンケートを行った場合は，賛成した者の数及び賛成しない者の各意見
- (3) その他市長が認める書類として，活動報告書（活動経過及び活動による成果等を記載したもの）
- 2 規則第8条第2項第2号に規定する構想の内容が，特定の者に利害を及ぼすものとは，次のとおりとする。
- (1) 特定の事業等に反対を掲げる内容
  - (2) 一部の者の利益を図ることを目的とする内容
  - (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする内容
  - (4) 公益を害する，又は害するおそれのある内容
  - (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする内容
- 3 規則第8条第2項第5号の規定については，次に掲げる事項を確認する。
- (1) 地区全体への広報誌等の発行，アンケートの配布及び回収等の状況
  - (2) 地区住民等からの意見聴取の方法並びにその結果，意見の内容及びその意見への対応状況
  - (3) 賛否を問うアンケートを行った場合は，賛成した者の数及び賛成しない者の各意見  
(テーマ型まちづくり構想の提案)
- 第8条 規則第13条第1項に規定する，テーマ型まちづくり構想提案書に必要な書類（添付書類）は，次のとおりとする。
- (1) 自治会，町会等の区域に配慮した構想の対象となる地区を表した図面（位置及び区域を定めている場合）
  - (2) 市長が必要と認める書類として，活動報告書（活動経過及び活動による成果等を記載したもの）
- 2 規則第13条第2項第2号に規定する構想の内容が，特定の者に利害を及ぼすものとは，次のとおりとする。
- (1) 特定の事業等に反対を掲げる内容
  - (2) 一部の者の利益を図ることを目的とする内容
  - (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする内容
  - (4) 公益を害する，又は害するおそれのある内容
  - (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする活動  
(委任)
- 第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。
- 付 則  
この基準は，市長決裁の日から施行する。  
付 則（令和3年3月31日市長決裁）



この基準は，令和3年4月1日から施行する。

刊行物番号 R5-20

狛江市まちづくり条例  
～市民等によるまちづくり提案制度編～  
令和5年8月

発行	狛江市
編集	狛江市都市建設部まちづくり推進課 〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話	03-3430-1111（代）内線 2541～2543
E-Mail	<a href="mailto:machisuit01@city.komae.lg.jp">machisuit01@city.komae.lg.jp</a>
ホームページ	<a href="https://www.city.komae.tokyo.jp">https://www.city.komae.tokyo.jp</a>
頒布価格	170円